

作業・修理標準仕様書

令和7年4月

東京都下水道サービス株式会社

目 次

第1章	作 業	1
第1節	総則	1
1.1.1	適用範囲	1
1.1.2	用語の定義	1
1.1.3	疑義に関する協議等	1
1.1.4	関係法令等の遵守	2
1.1.5	官公署その他への届出手続等	2
1.1.6	工業所有権の出願及び資料の公表	2
1.1.7	設計図書の精査及び事前調査	2
1.1.8	設計図書の取扱い	2
1.1.9	提出書類	2
1.1.10	作業管理	3
1.1.11	現場管理者及び作業主任者	3
1.1.12	作業従事者	3
1.1.13	作業時間	3
1.1.14	作業に要する電力及び用水	4
1.1.15	養生	4
1.1.16	後片付け	4
1.1.17	保険の加入及び事故の補償	4
1.1.18	第三者に及ぼす損害補償	4
1.1.19	別契約の関連作業等	4
1.1.20	作業の一時中止に係る事項	5
1.1.21	契約解除に係る措置	5
1.1.22	過積載の防止	5
1.1.23	廃棄物の処理	5
1.1.24	守秘義務	6
1.1.25	環境保全等	6
1.1.26	情報セキュリティ対策	6
1.1.27	不当介入に対する通報報告	6
第2節	安全管理	7
1.2.1	安全確保	7
1.2.2	臨機の措置	8
1.2.3	事故防止	8
1.2.4	足場等の仮設設置	10
1.2.5	交通安全管理	10
1.2.6	災害時の安全確保	11

1.2.7	警戒宣言発令時の対策	11
1.2.8	室内空気汚染対策	11
1.2.9	雨天時における安全管理の対策	11
第3節	機材	11
1.3.1	環境への配慮	11
1.3.2	機材の搬入	12
1.3.3	機材の保管	12
第4節	検査	12
1.4.1	完了検査	12
1.4.2	既済部分検査	12
1.4.3	打切検査	12
1.4.4	関係行政機関の検査	13
1.4.5	検査手続	13
第5節	保守点検作業	13
1.5.1	設備の保守点検作業	13
1.5.2	消耗品	13
1.5.3	応急措置等	13
1.5.4	報告書作成に関する注意事項	14
	作業受注者提出書類一覧	15
第2章	修 理	16
第1節	総則	16
2.1.1	適用範囲	16
2.1.2	用語の定義	16
2.1.3	疑義に関する協議等	17
2.1.4	関係法令等の遵守	17
2.1.5	官公署その他への届出手続等	17
2.1.6	工業所有権の出願及び資料の公表	17
2.1.7	設計図書の精査及び事前調査	17
2.1.8	設計図書の取扱い	17
2.1.9	提出書類	18
2.1.10	施工管理	18
2.1.11	現場代理人及び主任技術者	18
2.1.12	作業従事者	18
2.1.13	作業時間	19
2.1.14	修理に要する電力及び用水	19
2.1.15	養生	19
2.1.16	後片付け	19
2.1.17	保険の加入及び事故の補償	19

2.1.18	第三者に及ぼす損害補償.....	19
2.1.19	別契約の関連工事等.....	20
2.1.20	施工の一時中止に係る事項.....	20
2.1.21	契約解除に係る措置.....	20
2.1.22	過積載の防止.....	20
2.1.23	廃棄物の処理.....	20
2.1.24	守秘義務.....	21
2.1.25	環境保全等.....	21
2.1.26	情報セキュリティ対策.....	21
2.1.27	不当介入に対する通報報告.....	21
第2節	安全管理.....	22
2.2.1	安全確保.....	22
2.2.2	臨機の措置.....	23
2.2.3	事故防止.....	23
2.2.4	足場等の仮設設置.....	25
2.2.5	交通安全管理.....	26
2.2.6	災害時の安全確保.....	26
2.2.7	警戒宣言発令時の対策.....	26
2.2.8	室内空気汚染対策.....	26
2.2.9	雨天時における安全管理の対策.....	27
第3節	機材.....	27
2.3.1	環境への配慮.....	27
2.3.2	機材の搬入.....	27
2.3.3	機材の保管.....	27
第4節	検査.....	27
2.4.1	完了検査.....	27
2.4.2	関係行政機関の検査.....	28
2.4.3	検査手続.....	28
第5節	修理.....	28
2.5.1	修理.....	28
2.5.2	検査.....	28
	修理受注者提出書類一覧.....	29
第3章	工 事	30
第1節	総則.....	30
3.1.1	適用範囲.....	30
3.1.2	用語の定義.....	30
3.1.3	疑義に関する協議等.....	30
3.1.4	関係法令等の遵守.....	31

3.1.5	官公署その他への届出手続等	31
3.1.6	工業所有権の出願及び資料の公表	31
3.1.7	設計図書の精査及び事前調査	31
3.1.8	設計図書の取扱い	31
3.1.9	提出書類	31
3.1.10	施工管理	32
3.1.11	現場代理人及び主任技術者等	32
3.1.12	作業従事者	32
3.1.13	作業時間	33
3.1.14	工事に要する電力及び用水	33
3.1.15	養生	33
3.1.16	後片付け	33
3.1.17	保険の加入及び事故の補償	33
3.1.18	第三者に及ぼす損害補償	33
3.1.19	別契約の関連工事等	34
3.1.20	施工の一時中止に係る事項	34
3.1.21	契約解除に係る措置	34
3.1.22	過積載の防止	34
3.1.23	廃棄物の処理	34
3.1.24	守秘義務	35
3.1.25	環境保全等	35
3.1.26	情報セキュリティ対策	35
3.1.27	不当介入に対する通報報告	35
第2節	安全管理	36
3.2.1	安全確保	36
3.2.2	臨機の措置	37
3.2.3	事故防止	37
3.2.4	足場等の仮設設置	39
3.2.5	交通安全管理	40
3.2.6	災害時の安全確保	40
3.2.7	警戒宣言発令時の対策	40
3.2.8	室内空気汚染対策	40
3.2.9	雨天時における安全管理の対策	41
第3節	機材	41
3.3.1	環境への配慮	41
3.3.2	機材の搬入	41
3.3.3	機材の保管	41
第4節	検査	41
3.4.1	完了検査	41

3.4.2	既済部分検査.....	42
3.4.3	打切検査.....	42
3.4.4	関係行政機関の検査.....	42
3.4.5	検査手続.....	42
第5節	工事.....	42
3.5.1	工事.....	42
3.5.2	検査.....	42
	工事受注者提出書類一覧.....	43
参	考	44
	作業請負契約書.....	45
	請書.....	50
	工事請負契約書.....	52
	東京都下水道局 電気点検清掃作業、委託及び工事施工における安全確保のための方針.....	60

第 1 章 作 業

第 1 節 総則

1.1.1 適用範囲

- (1) この作業・修理標準仕様書（以下、「標準仕様書」という。）第 1 章作業は、東京都下水道局施設に設置されている設備、機器の保守点検等の作業に適用する。
- (2) 受注者は、別の定めがある場合を除き、標準仕様書に規定する事項を遵守し、その責任において適正に履行する。

1.1.2 用語の定義

この標準仕様書において使用する用語の意味は、次のとおりとする。

- (1) 「担当者」とは、当該作業について、受注者に通知した者を総称していう。担当者は、作業の監督及び作業管理等に関する各種調整を行う。
- (2) 「担当者の承諾」とは、受注者側から発議された事項を当社が了解することをいう。
- (3) 「担当者の指示」とは、受注者に対し、当社側の発議により担当者の所掌事務に関する方針、基準、計画等を示し実施させることをいう。
- (4) 「担当者と協議」とは、当社と受注者が対等の立場で合議することをいう。
- (5) 「担当者の立会い」とは、作業上必要な指示、承諾、協議、確認及び調整を行うため、担当者がその場に臨むことをいう。
- (6) 「担当者の確認」とは、作業の各段階における作業状況について、担当者の立会い又は受注者から提出された資料により担当者がその事実を認定することをいう。
- (7) 「検査」とは、契約書条文（検査）における作業の完了の確認、部分払いの請求に係る出来高部分等の確認その他の検査で、当社が行うものをいう。
- (8) 「検査員」とは、契約書条文（検査）に基づき、作業等の検査を行う者をいう（事業所においては当該事業所長、課においては当該課長。）。
- (9) 「設計図書」とは、次のアからエとし、すべての設計図書は相互に補完するものとする。ただし、設計図書間に相違がある場合の優先順位は、アからエまでの順番のとおりとし、これにより難しい場合は「1.1.3 疑義に関する協議等」による。

ア 質問回答書

イ 特記仕様書

ウ 図面

エ 標準仕様書

1.1.3 疑義に関する協議等

受注者は、設計図書の内容に関する疑義が生じた場合若しくは設計図書によることが困難な場合又は不都合が生じた場合は、担当者との協議する。

1.1.4 関係法令等の遵守

- (1) 受注者は、作業を実施するに当たり、適用を受ける関係法令、基準、規格、指針等を遵守し、作業の円滑な進行を図る。
また、その運用及び適用は、受注者の負担と責任において行う。
- (2) 適用を受ける関係法令、基準、規格、指針等の改定等があった場合は、最新のものとする。

1.1.5 官公署その他への届出手続等

- (1) 受注者は、作業の着手、施行及び完了に際し、必要に応じた関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等を遅滞なく行う。なお、これに要する費用は受注者の負担とする。
- (2) 受注者は、届出手続等を行うに当たっては、届出内容についてあらかじめ担当者に報告する。
- (3) 届出手続等で、官公署その他関係機関との協議が必要となった場合、受注者は、担当者に報告し、指示を受ける。
- (4) 受注者は、関係法令に基づく官公署その他関係機関の検査を受検するに当たり、必要な資機材、労務等を提供し、検査に立ち会う。なお、これらの検査に要する費用は受注者の負担とする。

1.1.6 工業所有権の出願及び資料の公表

- (1) 受注者は、作業の履行に伴って得られるすべての資料等を当社に帰属させるものとし、当社の許可なく公表してはならない。
- (2) 受注者は、作業の履行に関連しての発明、考案に基づく工業所有権などの出願を行う場合は、当社の承諾を得る。
- (3) 受注者は、作業の履行に関連しての発明、考案に基づいて作成したソフトウェアを当社以外で使用する場合は、当社の承諾を得る。

1.1.7 設計図書の精査及び事前調査

- (1) 受注者は、契約締結後、速やかに設計図書の精査及び作業に必要な事前調査を行い、作業内容、状況等を把握のうえ作業を実施する。
- (2) 受注者は、作業方法に関する特許権等について、その有無を十分調査し、問題の起こらないように対処する。

1.1.8 設計図書の取扱い

- (1) 受注者は、設計図書及び作業に必要な資料等を整備する。
- (2) 受注者は、作業等に必要かつ、あらかじめ担当者の承諾を得た場合を除き、設計図書及び作業関係図書の内容を第三者に漏らしたり、使用させたりしない。

1.1.9 提出書類

- (1) 作業の履行に係る提出書類は、「作業受注者提出書類一覧」による。
- (2) 上記の提出書類については、当社が別に定める「受注者提出書類様式」に従い作成する。
なお、提出書類の用紙は JIS A4 版とする。

1.1.10 作業管理

- (1) 受注者は、作業の場所、内容、目的等を把握し、円滑な作業遂行に努める。
- (2) 受注者は、当社より作業実施時期等の変更協議の申し出があった場合、担当者と十分な協議を行い、調整を図る。
- (3) 受注者は、作業現場に職務分担一覧表、緊急連絡図、安全管理標語等の作業管理に必要な図表等を掲示する。
- (4) 受注者は、点検を実施する上で施設の運転に支障を及ぼす機器停止、停電、断水等を必要とする場合、その時期、期間、点検方法、連絡手段等について、担当者と十分な協議を行い、作業手順書を作成の上、実施する。

なお、作業を行う際には担当者ととも作業手順を確認し、確実に作業を実施する。事前に確認した事項以外の作業は行わない。

また、仮設養生に用いる機材は用途に十分に耐えうる機材を用い、安全に十分注意する。

- (5) 受注者は、既設機器との接続、切替作業、取外し及び取付作業に当たり、原則として担当者の立会を受ける。

なお、切離し後の機器、操作スイッチ及びバルブ類には、「操作禁止」等の表示、操作部の固定措置等を担当者と協議、承諾を得てから取り付ける。

また、「操作禁止」等の表示は、件名、禁止等の期間、現場管理者並びに担当者の氏名及び連絡先など第三者にもわかるように行う。

- (6) 受注者は、作業終了時に必ず現場確認を行い、設備養生の戻し忘れなどがないよう確実に原状に復す。また、作業手順書に必ずその手順を記載する。
- (7) 受注者は、他の作業及び工事との取り合いがある場合、その工程等について連絡調整し、作業に遺漏のないようにする。
- (8) 受注者は、作業現場内に駐車する車両について、ダッシュボード等の見やすい位置に「件名」、「受注者名」、「現場管理者名」、「連絡先」、「履行期間」、「当社担当者名」等を記載したカード（JIS A4 判）を掲示する。

1.1.11 現場管理者及び作業主任者

- (1) 現場管理者は、当社担当者との連絡調整を行う現場における受注者側の責任者であり、作業現場の運営及び取締り並びに契約書に規定する職務の執行に必要な知識と経験を有する者とする。
- (2) 作業主任者は、当該作業を履行するうえで必要な労働安全衛生法等に定める資格者とする。

1.1.12 作業従事者

- (1) 受注者は、秩序正しい作業を行うとともに、熟練した作業従事者を配置する。
- (2) 受注者は、作業の円滑な進行を図るため、十分な数の作業従事者を配置する。
- (3) 資格を要する作業には、当該の資格を有する作業従事者を配置する。

1.1.13 作業時間

作業時間は、原則として午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとし、「行政機関の休日に関

する法律」に定める休日に作業等は行わない。

ただし、設計図書に定めのある場合又はあらかじめ担当者の承諾を得た場合は、この限りではない。

1.1.14 作業に要する電力及び用水

作業に必要な、電力及び用水は、当社業務に支障のない範囲で支給するが、これらに必要な仮設に要する費用は、受注者の負担とする。また、電力及び用水の使用に際しては、省エネルギーの見地から必要最小限とし、担当者の承諾を得た範囲とする。

1.1.15 養生

- (1) 受注者は、既存施設部分、作業目的物の作業済み部分等について、汚染及び損傷しないよう、適切な養生を行う。
- (2) 受注者は、既存部分を汚染又は損傷した場合は、担当者に報告するとともに、承諾を得て受注者の負担で原状に復する。

1.1.16 後片付け

受注者は、作業終了時、使用機材の整理整頓、電気、ガス、水、火気等についての安全確認及び作業現場の清掃を行う。

また、作業が終了したときには、速やかに不要材料、廃材及び仮設材を撤去し、作業に関連する部分の後片付け及び清掃を行う。

なお、検査に必要な足場、梯子等は、担当者の指示に従って存置し、検査終了後に撤去する。

1.1.17 保険の加入及び事故の補償

- (1) 受注者は、「雇用保険法」、「労働者災害補償保険法」、「健康保険法」及び「中小企業退職金共済法」の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入する。
- (2) 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対しては、責任をもって適正な補償をする。

1.1.18 第三者に及ぼす損害補償

- (1) 受注者は、第三者に損害を及ぼすおそれのある場合、作業により周辺にもたらす影響を予測し、損害が生じないよう適切な措置をとる。
- (2) 受注者は、第三者に損害を与えた場合、適切な応急対策を講ずるとともに、速やかに担当者に報告し、指示を受ける。
- (3) (1)、(2)に要する費用は、受注者の負担とする。

1.1.19 別契約の関連作業等

別契約の関連作業等がある場合、作業等関係者は相互に協力し、作業全体の円滑な施工に努める。

また、担当者による調整が行われた場合は、これに協力する。

1.1.20 作業の一時中止に係る事項

受注者は、次の(1)から(6)までのいずれかの理由により、作業を一時的に中止する必要がある場合は、直ちにその旨及び状況を担当者に報告する。

- (1) 別契約の作業の進捗が遅れた場合
- (2) 作業の着手後、周辺環境問題等が生じた場合
- (3) 第三者又は作業等関係者の安全を確保する場合
- (4) 地震、暴風雨、豪雪、洪水等自然現象に起因した災害が発生した場合
- (5) 対象設備等に、予期しない異常や劣化等を発見した場合
- (6) (1)から(5)までの他、特に必要がある場合

なお、作業を一時的に中止する場合、受注者は、作業の続行に備え、作業現場の安全確保、維持管理を行う。

1.1.21 契約解除に係る措置

受注者は、作業の契約書条文の規定により契約を解除するとき、保安対策など担当者の指示に従う。

1.1.22 過積載の防止

- (1) トラック等による機器及び材料（機材等）の搬出入、廃棄物等の運搬に当たり、受注者は、搬送計画、通行道路の選定その他車両の通行に係る安全対策について、関係機関と協議して必要な具体的対策方法を定める。
- (2) 機器等の搬出入や廃棄物等の運搬に当たり、受注者はトラック等の過積載防止を厳守するとともに関係法令の定めに従い、次の事項を遵守する。
 - ア 積載重量制限を超過して機材、廃棄物等を積み込まず、積み込ませない。
 - イ 法の定める表示番号等の不表示車、積載重量自重計の未設置車及びさし枠の装着、荷台の下げ底等の不正改造等を行った車は、作業等の現場に出入りすることのないようにする。
 - ウ 産業廃棄物運搬車等を目的以外に使用しない。
- (3) 機器等の搬出入や廃棄物等の運搬に当たり、トラック等を使用する場合、受注者は、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に照らして、同法第 12 条に規定する団体等の設置状況を踏まえ、同団体への加入者の使用を促進するなど、過積載及び交通安全の確保に努める。
- (4) 受注者は、機材、廃棄物等の運搬を下請負に付する場合において、公正な取引の確保に努め、その利益を不当に害し、過積載を誘発させるような契約を締結しない。

1.1.23 廃棄物の処理

- (1) 作業の履行に伴って発生する廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係法令等を守り責任を持って処理する。
- (2) 産業廃棄物の処理を委託する場合は、「産業廃棄物適正処理ガイドブック」に従い、収集運搬については産業廃棄物の収集運搬を業とする者、処分については処分を業とする者に委託し、収集運搬業、処分業の許可証の写しの提出を求められた場合は、速やかに提出する。

- (3) (2)により委託する場合は、適正に処理されていることを確認するため、産業廃棄物管理票（マニフェスト A、B2、D、E 票）を確認し、その写しを提出する。

1.1.24 守秘義務

当社及び当社施設並びに東京都下水道局及び東京都下水道局施設に関する業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。このことについては、契約期間満了後または契約解除後においても同様とする。

1.1.25 環境保全等

- (1) 受注者は、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁、温室効果ガス発生等の影響が生じないよう、周辺環境の保全に努める。
- (2) 受注者は、業務の遂行に当たり自動車を使用し、又は利用する場合は次の事項を遵守する。
- ア 「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（以下、「環境確保条例」という。）第 37 条のディーゼル車規制に適合する自動車である。
- イ 「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」の対策地域内で登録可能な自動車である。
- なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出する。
- (3) 受注者は、ディーゼルエンジン仕様の自動車及び建設機械を使用する場合、環境確保条例に定める排出ガスの粒子状物質等の排出基準に適合した機種を選定するとともに、日本産業規格（JIS）に適合した軽油を使用する。
- (4) 受注者は、自動車等を運転する者に対して、荷待ち等で駐停車するときは、エンジンの停止（アイドリングストップ）を行うよう適切な措置をとる。
- (5) 受注者は、仕上塗材、塗料、シーリング材、接着剤その他の化学製品の取扱いに当たり、当該製品の製造所が作成した安全データシート（SDS）を現場に常備し、作業員に対し記載内容の周知徹底を図り、作業者の健康、安全の確保及び環境保全に努める。
- 安全データシート（SDS）は以下の URL を確認し、必要に応じて取得する。
- URL:https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS MSD FND.aspx
- (6) 施設敷地内は全面禁煙、周辺道路上での喫煙については都・区条例を遵守する。

1.1.26 情報セキュリティ対策

受注者は、業務の遂行に当たり、当社が実施する情報セキュリティ対策を遵守し、施設の情報セキュリティ管理に万全を期す。

1.1.27 不当介入に対する通報報告

受注者は作業に当たり、暴力団等から不当介入を受けた場合（下請負人が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。）は、「東京都下水道局契約関係暴力団等対策措置要綱（東京都下水道局）」に基づき、担当者への報告及び警視庁所轄警察署への通報並びに捜査上必要な協力をする。

第2節 安全管理

1.2.1 安全確保

- (1) 受注者は、業務の実施に必要な安全管理の全てについて、責任を持って実施する。
- (2) 受注者は、「労働安全衛生法」、「同施行令」、「同規則」及びその他災害防止関係法令の定めるところにより、常に安全管理に必要な措置を講じ、労働災害発生の防止に努める。
- (3) 受注者は、業務中の事故等に備え、緊急時における連絡先、人員招集、資機材調達等必要な体制を整備する。
- (4) 受注者は、業務中の安全対策を統括する責任者として「安全管理者」を定める。
安全管理者は、作業従事者に対して、事故防止を図るための安全教育を行うとともに、安全対策を明確にし、業務中の安全事項及び緊急時対策を熟知させておく。
なお、担当者の了承のもと、現場管理者は安全管理者を兼務することができる。
- (5) 安全管理は作業計画書で明確にし、受注者の責任において実施する。
- (6) 安全管理者は、作業中の安全対策を確立するとともに、安全対策の計画に基づいて、作業場所、作業通路、作業用具、予定作業、作業員の体調、服装等の安全点検を実施する。
- (7) 受注者は、作業の実施に際し、施設の機能の確保及び作業員の安全確保のため、事前に担当者とは十分な打合せをしなければならない。また、降雨、工事等の事由により、当日であっても担当者の指示により作業を延期することがある。
- (8) 受注者は、別途当社が発注する作業及び当社が実施する業務等と隣接又は交錯する場合は、常に相互に調整して安全管理に支障がないように措置する。
- (9) 受注者は、業務実施に先立ち、当社及び東京都下水道局職員の維持管理動線を確保するとともに、必要に応じて防護柵、標識等によって作業箇所を区分する措置を講じ、危険箇所への立入りや接触を防止する。
- (10) 受注者は、常に気象情報等の収集を行い、災害の予防に努める。
また、台風、集中豪雨などによる災害発生の恐れがある場合には、事前に現場を点検し必要な措置を講じるとともに、点検結果、措置内容を担当者に報告する。
- (11) 作業場所に係る気象区域に大雨、洪水及び暴風警報並びに大雨及び暴風特別警報が発表された場合、受注者は直ちにすべての作業を中止し、作業員の安全を確保する等必要な安全対策を施す。
- (12) 屋外作業中は、常に天候状況を確認し、落雷や竜巻の可能性が高いと判断した場合は、直ちに屋外作業を中止し、安全な場所へ避難する。
- (13) 受注者は、当該作業場所に特別警報が発表された場合は、直ちに命を守る行動をする。
- (14) 警報解除後は、天候状況等により周辺状況の安全が確認され次第、現場を点検し、必要な措置を講じた後、作業を再開する。
- (15) 作業場所が見学者通路と隣接する場合は、バリケード等で見学者の安全確保を図る。
- (16) 受注者は、作業の実施に当たり、感電、爆発、酸素欠乏、有毒ガス、ダイオキシンばく露及び放射線被ばく等の事故防止対策を施すとともに、適切な作業方法の選択及び作業従事者の配置を行い、危険防止に努める。
- (17) 受注者は、火気の使用や溶接作業等を行う場合は、担当者の承諾を得るとともに、次の措

置をとる。

ア 火気取扱責任者を定める。

なお、責任者が不在の場合は、火気を使用してはならない。

イ 適切な消火設備、防災シート等を設けるなど、火災の防止措置を講ずる。

ウ 作業員の火気取扱いの注意を喚起するとともに、火災報知器や消火器の取扱方法を指導する。

エ アセチレンボンベ等のボンベを使用する場合、受注者は、転倒防止対策を施すとともに、移動時の専用運搬車の使用等、安全確保に努める。

また、ボンベは火気を使用する設備から十分な距離を確保して設置する。

(18) 作業場所が火気厳禁区域又は火気取扱注意場所等の場合は、火気や火花の出る工具の使用に当たり、安全対策及び作業内容等を担当者に説明し、承諾を得た後に実施する。

(19) 受注者は、沈砂池、沈殿池内部等の地下作業においては、作業箇所並びに関連施設の水位関係を確認し、安全な作業のための措置をとる。

(20) 作業の区域内に震度 3 以上の地震が発生した場合、受注者は、安全が確認され次第、現場を点検し、必要な措置を講じるとともに、その点検内容、措置内容を報告する。

(21) 受注者は、作業中に第三者及び作業員等の安全を優先させるとともに、労働安全衛生規則等関係法令に基づく措置を常に講じる。

(22) 作業中に事故が発生した場合、受注者は、直ちに作業を中止して応急措置を講ずるとともに、事故被害の拡大や二次災害の発生が予測される場合には、近隣住民への広報や避難及び作業員の避難等の措置を講じる。

また、緊急連絡体制に基づき、直ちに担当者及び関係機関等に連絡し、その指示に従い被害の拡大防止に努める。なお、事故発生の原因、措置状況等をまとめた「事故発生報告書」を速やかに担当者に提出する。

1.2.2 臨機の措置

受注者は、災害防止等のため、状況に応じた臨機の措置をとる。また、措置をとった場合には、その内容を速やかに担当者に報告する。

1.2.3 事故防止

(1) 受注者は、作業に先立ち、緊急連絡体制を確立し、万一の事故に備える。

(2) 受注者は、事故防止を図るため、安全対策を明確にし、受注者の責任で実施する。

なお、作業等の実施に当たって安全管理上の障害を発見した場合は、速やかに当社に報告し安全確保に努める。

(3) 受注者は、作業に当たり、事故防止のため、機械器具、材料等は当社の許可を受けた場所に保管し、常に整理整頓に努める。不要な物は速やかに場外に搬出する。

また、資材置場では、作業件名、期間、受注者名、現場管理者氏名及び連絡先、当社担当者氏名及び連絡先等を表示する。

(4) 受注者は、作業に使用するガス、油脂類その他の可燃性物質、放射性物質、劇物等の危険物について、関係法令の定めるところに従い取り扱う。

- (5) 受注者は、作業場所に作業中であることがわかる表示を行う。また、作業場所及びその周辺における事故防止のため、関係者以外の立入りを禁止する場合、その区域に仮囲い、立入り禁止板等を設置する。
- (6) 受注者は、酸素欠乏危険場所等の作業に当たり、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を定め、作業前、作業中の環境を測定記録するとともに、換気設備を設置するなど酸素欠乏空気、硫化水素又は可燃性ガスによる事故防止に努める。環境測定の記録は、担当者から指示があった場合、速やかに提出する。
- (7) 受注者は、作業中に薬品類、硫化水素、その他の有害ガスによる中毒事故を防ぐために、保安設備や危険防止設備を設置する等の必要な措置をとる。
- (8) 受注者は、ダイオキシンの被ばくする恐れのある作業において、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（平成 26 年 1 月 10 日付厚生労働省労働基準局長通達の別添）に従い保護具を着用し、作業後はエアシャワー等による除染を徹底する。
- (9) 受注者は、放射性物質が検出されることが予想される場所での作業や、放射線が検出され保管されているエアフィルター類及び焼却灰等の点検作業など、被ばくする恐れのある作業を行う際には、測定結果を把握し、適切な保護具を着用する。また、作業に際しては、粉じんなどの吸引、接触を避けるため、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（平成 26 年 1 月 10 日付厚生労働省労働基準局長通達の別添）に準じた保護具を着用し、作業後はエアシャワー等による除染を徹底する。
- (10) 受注者は、配電盤の盤内作業が絶縁抵抗、耐力試験等、感電の危険性を伴う作業を実施する場合、当該作業の作業開始前に作業手順書を作成し、担当者と協議する。
また、感電事故を防止するため、充電部分の作業は禁止し、確実に周辺部分を停電させた上で、絶縁保護具の着用、検電、放電、接地を行うなど、安全対策を確実に行う。
- (11) 受注者は、危険と思われる場所に対し、仮囲い、柵等の防護柵を設置する。
また、夜間及び暗所に置いては、必要に応じて照明や保安灯を点灯する。なお、歩行者等の通行がある場合には、必要に応じて誘導員を配置する。
- (12) 受注者は、開口部や高所作業場所において機器、材料、工具等の落下や作業員の墜落を防止するため、防護柵、手すり、標識の設置、転倒防止措置、作業足場等を常に安全な状態に保つとともに、作業員に安全用具（保護帽、安全帯、安全ネット、安全ブロック等）の使用を徹底する。
- (13) 受注者は、梯子、脚立の使用に当たり、適切な転倒防止措置をとるとともに、足場の十分な幅員の確保や滑り止めの使用、足場の最上部に乗った作業を禁止する等、転落事故防止に努める。
- (14) 受注者は、作業に使用する機械類の回転部分等の危険な箇所に巻き込み防止用カバー等を取り付ける。
- (15) 受注者は、クレーン等を使用する場合、「労働安全衛生規則」、「クレーン等安全規則」等を遵守し、安全管理対策を講じるとともに、資格を必要とする運搬機械、クレーン、車両等を扱う場合は、有資格者を従事させる。
また、必要に応じて保安要員、誘導員等を配置する。
- (16) 受注者は、クレーン等を使用する場合、地盤状況、ブーム傾斜角度、つり荷の荷重、つり

上げ高さ等を考慮のうえ、適切な転倒防止対策を講じる。

なお、作業現場の区域に強風注意報、警報が発令されている場合、作業は行わない。

- (17) 受注者は、荷上げ機械（ウインチ、チェンブロック等）を使用する場合、関係法令に基づく使用前の点検、ワイヤーロープの玉掛け方法及び安全荷重等に注意し、定められた方法により適切に行う。
- (18) 受注者は、つり荷作業に際して、必ず選任された作業指揮者のもとで作業を行い、有資格者による玉掛け作業を徹底し、地切り前後の確認を確実に実施するなど事故防止に努める。
- (19) 作業員等は、資機材、工具等が飛来、落下するおそれのある場所には立ち入らない。当該作業に携わる作業員は、常に周囲の状況に注意を払い、事故防止に努める。
- (20) 受注者は、重量物の運搬に当たり、転倒防止対策等の安全措置を施す。
- (21) 作業を行うために、設備、機器を運転操作する場合は、担当者の指示に従う。
- (22) 二酸化炭素消火設備若しくは窒素ガス消火設備又はハロゲン化物消火設備の防護区域内で作業を行う場合、受注者は、現場調査を行い、必要な安全措置を施す。
- (23) 可燃性ガスが発生するおそれのある場所で作業を行う場合、受注者は、労働安全衛生規則第382条の2の規定に基づき、可燃性ガス濃度の測定等の現場調査を十分行い、必要な安全措置を施す。
また、測定に際し、濃度を連続測定するとともに、測定値が一定水準に達した場合に警報を発するなどの安全対策を施す。
- (24) 受注者は、作業に当たり、十分な照度の照明及び安全通路を常に確保するとともに、省エネルギーに努める。
- (25) 他の工事等が干渉する場合には作業を中止し、直ちに担当者の指示を得る。
- (26) 受注者は、作業等の中止が生じた場合でも、その期間中作業場所における危険防止の措置を十分講じる。

1.2.4 足場等の仮設置

- (1) 受注者は、足場及び災害防止養生設備等の設置に当たり、「労働安全衛生法」その他関係法令等に従い、荷重に耐えるとともに突風等で転倒、落下することのない、適切な材料及び構造とする。
- (2) 受注者は、足場等を安全で、かつ、常時使用できるように、その種類に応じた点検を徹底し、維持管理に努める。
- (3) 梯子による昇降設備を設置した場合、受注者は、安全ブロックを設ける等、転落事故防止に努める。
- (4) 足場の設置、解体の際には安全管理に十分留意する。
また、各作業段階での安全が確保できるよう、足場の確保、足場板の各部材の結束を確実にし、事故防止に努める。

1.2.5 交通安全管理

- (1) 作業現場内で車両を運転する場合、受注者は、制限速度を遵守し、安全運転を行うよう十分留意する。

また、公道への車両通行に当たっては、通行人、他の車両の有無を確認し、事故防止に努める。

- (2) 作業現場内において当社社員及び東京都下水道局職員以外の歩行者の通行がある場合、受注者は交通誘導員を配置する。

なお、交通誘導員を配置する場合、次に掲げる事項について、適切な運用を図らなければならない。

ア 交通誘導員は、警備業法第2条第1項に規定する警備員のうち、同法第2条第1項第2号に規定する警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号の交通誘導警備業務に限る。以下「業務」という。）に従事するものとし、常に業務に専念させる。

イ 交通誘導員が業務を行う際は、身分証明書（警備業者の発行する社員証あるいは公安委員会から交付された合格証明書）を担当者に提示できるように、常に携行させる。

ウ 受注者は、警備業法施行規則第38条に基づく教育を受けた交通誘導員を配置し、教育を受けた記録について、担当者に提示できるように、常に保管しておく。

1.2.6 災害時の安全確保

- (1) 災害又は事故が発生した場合、受注者は人身の安全確保を最優先し、応急措置を施すとともに、二次災害の発生防止に努め、直ちに担当者及び関係機関に連絡する。
- (2) (1)の後、速やかに当社が別途定める報告書を作成し、担当者に報告する。

1.2.7 警戒宣言発令時の対策

警戒宣言発令時には、作業実施場所の保安体制を確認し、安全を確保するとともに、連絡体制に従って関係者に連絡する。

1.2.8 室内空気汚染対策

- (1) 受注者は、接着剤、塗料等の塗布に当たり、使用方法や塗布量を十分に管理し、適切な乾燥時間をとるようにする。

また、作業時及び作業後は、通風及び換気を十分に行い、室内に放散した溶剤成分等の希釈を図る。

- (2) はつり作業や溶接作業、建設機械を搬入して作業を行う場合、受注者は、煙、塵埃、排気ガス等による室内の空気汚染を防止するよう、適切な換気を行う。

1.2.9 雨天時における安全管理の対策

受注者は、雨天時に雨水の流入・増加による影響を受ける地下作業等で、突発的な局所的集中豪雨における安全管理について指定された場合には、当社が別途定める「雨天時における安全管理の強化について」に基づき、安全対策を行わなければならない。

第3節 機材

1.3.1 環境への配慮

- (1) 受注者は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」、「東

京都建設リサイクルガイドライン」に基づき、環境物品の使用促進及び環境影響物品の使用抑制に努める。

- (2) 受注者は、屋内で使用する材料の選定に当たり、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮する。
- (3) 機材には、アスベスト含有機材を使用しない。

1.3.2 機材の搬入

- (1) 重量物の機材の搬入に当たり、受注者は、事前に作業現場の実態調査を行い、機材の重量、大きさ、数量及び設置場所までの搬入、搬出方法等を検討するとともに、必要に応じて作業計画書に記載し、提出する。
- (2) 機材の搬入、搬出時には、原則として担当者の立会いを受ける。
- (3) 受注者は、担当者から請求があったときは、機材の品質及び性能を証明する資料を提出する。

1.3.3 機材の保管

受注者は、搬入した機材を、作業に使用するまでの間、変質等がないよう自らの責任において適切に管理、保管を行う。

第4節 検査

1.4.1 完了検査

- (1) 受注者は、作業の完了届を担当者に提出する。
- (2) 受注者は、作業の完了届を担当者に提出する際には、次の各号に挙げる要件をすべて満たす必要がある。
 - ア 設計図書に示されるすべての作業が完了している。
 - イ 設計図書により義務づけられた報告書等の資料の整備がすべて完了している。
 - ウ 契約変更を行う必要が生じた作業においては、最終変更契約を当社と締結している。
- (3) 当社は、作業の完了検査に先立って、担当者を通じて受注者に対して検査日を通知する。
- (4) 検査員は、担当者及び受注者の立会いのうえ、完了検査を行う。

1.4.2 既済部分検査

- (1) 受注者は、当社が既済部分検査を適当と認めた場合、既済部分に係る検査を受ける。
- (2) 受注者は、契約書の条文にある「契約代金の請求」に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に、作業出来高報告書等検査に必要な書類を作成し、担当者へ提出する。
- (3) 当社は、既済部分の検査に先立って、担当者を通じて受注者に対して検査日を通知する。

1.4.3 打切検査

- (1) 受注者は、契約書条文にある契約解除に伴う部分払いの確認の請求を行った場合は、既済部分に係る検査を受ける。

- (2) 検査の内容等については、「1.4.2 既済部分検査」(2)、(3)に従う。

1.4.4 関係行政機関の検査

関係行政機関等の検査を必要とする場合は、受注者はこれに立ち会うものとする。

1.4.5 検査手続

- (1) 受注者は、検査を受けるに当たり、「作業受注者提出書類一覧」に基づき、必要な書類を作成し担当者に提出する。
- (2) 検査日時は、検査員又は担当者が指定した日時とする。
- (3) 受注者は、検査を受けるに当たり、あらかじめ社内検査を実施する。
- (4) 受注者は、検査に必要な設計図書、作業関係図書等の書類について、あらかじめ担当者の承諾を得る。
- (5) 検査に必要な資材、労務等は受注者の負担とする。

第5節 保守点検作業

1.5.1 設備の保守点検作業

設備の保守点検作業に当たっては、「設備保守点検委託標準仕様書（東京都下水道局）」の第2章保守点検の該当項目を準用する。

ただし、エレベーター設備、消防用設備、構内電話交換設備及び空調機設備については、「維持保全業務標準仕様書（東京都）」の第2編 定期点検及び保守の該当項目を準用する。

1.5.2 消耗品

消耗品とは、「設備保守点検委託標準仕様書（東京都下水道局）」によるもののほか、保守点検作業において、直接消費され、交換する必要があるものであり、受注者の負担とする。各保守点検作業の消耗品は、次のとおりである。

- (1) エレベーター設備保守点検
潤滑油、グリス、充填油、ランプ類、ヒューズ類、パッキン、ガスケット、Oリング（油圧エレベーターに用いられるものは除く）、接着剤、洗油
- (2) 地下タンク、地下埋設管などの漏洩点検
窒素ガス等、パッキン類、接着材料、溶接材、はんだ、油脂類（洗油、グリス等）、補修材（塗料、ビス類等）
- (3) 構内電話交換設備保守点検
ヒューズ、表示ランプ類、配線材料（PVC屋内配線、フラットケーブル、ジャンパ線、ワイヤプロテクタ等）、はんだ、ねじ、絶縁テープ等
- (4) その他の保守点検
接着材料、溶接材、はんだ、油脂類（洗油、グリス等）、補修材（塗料、ビス類等）

1.5.3 応急措置等

- (1) 点検の結果、対象部分に脱落、落下若しくは転倒のおそれがある場合、又は継続使用する

- ことによって著しい損傷若しくは関連する部材・機器等に影響を及ぼすことが想定される場合、受注者は、簡易な方法によって応急措置を講じるとともに、速やかに担当者に報告する。
- (2) 劣化によって落下、飛散等のおそれがあるものについて、受注者はその周辺を立入禁止等の危険防止措置を講じるとともに、速やかに担当者に報告する。
 - (3) 応急措置及び危険防止措置に係る費用については、担当者との協議による。

1.5.4 報告書作成に関する注意事項

- (1) 受注者は、結果等の報告書を速やかに担当者に提出する。
一定期間ごとに複数回の点検を行う場合は、点検ごとに報告書を提出する。
なお、この場合の報告書は、製本したものでなくても良い。
- (2) 受注者は、点検によって発見された異常箇所等について、一覧表としてまとめ点検報告書に添付する。
また、一覧表には機器名称、異常の状況、保守点検における措置、点検対象機器に関する部品の製造中止情報及び今後の改善処置に対する見解を記入する。
要修理品のほか、消耗品として取り替えた部品については、その原因と今後の対策について説明をつける。
- (3) 受注者は、報告書作成とは別に、点検中に機器の異常を発見したときは、速やかに担当者へ報告する。

作業受注者提出書類一覧

名 称	提出 部 数	提出期限	備 考
現場管理者通知書	3	作業着手後 5 日以内	現場管理者通知書に、現場管理者 経歴書を添付する。
現場管理者経歴書	3	作業着手後 5 日以内	
打合せ議事録	※	打合せ後速やかに	
作業計画書	※	作業実施に先立ち速やかに (原則 1 ヶ月前)	記載要領は、「設備保守点検委託標 準仕様書」附則-1 業務計画書作成 要領 (東京都下水道局) に準じる。
作業日報	1	作業期間中毎日	電子データ送付可
事故発生報告書	※	事故発生後直ちに	案内図、現地見取り図、事故状況 概要を本報告書に添付する。
事故経過報告書	※	必要の都度	
既済部分検査請求書	3	検査の 5 日前	既済部分検査がある場合。 既済部分出来高調書、作業出来高 内訳書を本請求書に添付する。
作業完了届	3	作業完了予定日の 5 日前	既済部分検査がある場合は、作業 出来高調書、作業出来高内訳書を 本届に添付する。
作業契約代金請求書	3	検査合格後速やかに	
作業記録写真	2	作業完了予定日及び別途指 示する日	撮影要領は、「設備保守点検委託標 準仕様書」附則-2 点検業務記録写 真撮影要領 (東京都下水道局) に 準じる。
作業報告書	※	必要の都度	

(注記)

- 1 提出部数欄が※のものは、現場必要部数とする。(担当者の指示による。)
- 2 綴り込む順番は、備考に記載された添付書類の列記順とする。

第2章 修 理

第1節 総則

2.1.1 適用範囲

- (1) この作業・修理標準仕様書（以下、「標準仕様書」という。）第2章修理は、東京都下水道局施設に設置されている設備、機器の修理並びに修理に伴う調査及び修理に伴う浚渫、清掃作業（以下、総称して「修理」という。）に適用する。
- (2) 標準仕様書第2章修理は、プラント設備の改修工事に適用できる。
この場合、修理を工事と読み替える。
- (3) 受注者は、別の定めがある場合を除き、標準仕様書に規定する事項を遵守し、その責任において適正に履行する。

2.1.2 用語の定義

この標準仕様書において使用する用語の意味は、次のとおりとする。

- (1) 「監督員」とは、当該修理について、受注者に通知した者を総称していう。監督員は、修理の監督及び工程管理等に関する各種調整を行う。
- (2) 「監督員の承諾」とは、受注者側から発議された事項を当社が了解することをいう。
- (3) 「監督員の指示」とは、受注者に対し、当社側の発議により監督員の所掌事務に関する方針、基準、計画等を示し実施させることをいう。
- (4) 「監督員と協議」とは、当社と受注者が対等の立場で合議することをいう。
- (5) 「監督員の立会い」とは、施工上必要な指示、承諾、協議、確認及び調整を行うため、監督員がその場に臨むことをいう。
- (6) 「監督員の確認」とは、修理の各段階における施工状況について、監督員の立会い又は受注者から提出された資料により監督員がその事実を認定することをいう。
- (7) 「検査」とは、契約条項（検査）における修理の完了の確認、部分払いの請求に係る出来高部分等の確認その他の検査で、当社が行うものをいう。
- (8) 「検査員」とは、契約条項（検査）に基づき、修理の検査を行う者をいう（事業所においては当該事業所長、課においては当該課長。）。
- (9) 「設計図書」とは、次のアからエとし、すべての設計図書は相互に補完するものとする。
ただし、設計図書間に相違がある場合の優先順位は、アからエまでの順番のとおりとし、これにより難い場合は「2.1.3 疑義に関する協議等」による。

ア 質問回答書

イ 特記仕様書

ウ 図面

エ 標準仕様書

2.1.3 疑義に関する協議等

受注者は、設計図書の内容に関する疑義が生じた場合若しくは設計図書によることが困難な場合又は不都合が生じた場合は、監督員と協議する。

2.1.4 関係法令等の遵守

(1) 受注者は、修理を実施するに当たり、適用を受ける関係法令、基準、規格、指針等を遵守し、修理の円滑な進行を図る。

また、その運用及び適用は、受注者の負担と責任において行う。

(2) 適用を受ける関係法令、基準、規格、指針等の改定等があった場合は、最新のものとする。

2.1.5 官公署その他への届出手続等

(1) 受注者は、修理の着手、施工及び完了に際し、必要に応じた関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等を遅滞なく行う。なお、これに要する費用は受注者の負担とする。

(2) 受注者は、届出手続等を行うに当たっては、届出内容についてあらかじめ監督員に報告する。

(3) 届出手続等で、官公署その他関係機関との協議が必要となった場合、受注者は、監督員に報告し、指示を受ける。

(4) 受注者は、関係法令に基づく官公署その他関係機関の検査を受検するに当たり、必要な資機材、労務等を提供し、検査に立ち会う。なお、これらの検査に要する費用は受注者の負担とする。

2.1.6 工業所有権の出願及び資料の公表

(1) 受注者は、修理の履行に伴って得られるすべての資料等を当社に帰属させるものとし、当社の許可なく公表してはならない。

(2) 受注者は、修理の履行に関連しての発明、考案に基づく工業所有権などの出願を行う場合は、当社の承諾を得る。

(3) 受注者は、修理の履行に関連しての発明、考案に基づいて作成したソフトウェアを当社以外で使用する場合は、当社の承諾を得る。

2.1.7 設計図書の精査及び事前調査

(1) 受注者は、契約締結後、速やかに設計図書の精査及び作業に必要な事前調査を行い、修理内容、状況等を把握のうえ修理を実施する。

(2) 受注者は、施工方法に関する特許権等について、その有無を十分調査し、問題の起こらないように対処する。

2.1.8 設計図書の取扱い

(1) 受注者は、設計図書及び修理に必要な資料等を整備する。

(2) 受注者は、施工等に必要かつ、あらかじめ監督員の承諾を得た場合を除き、設計図書及び修理関係図書の内容を第三者に漏らしたり、使用させたりしない。

2.1.9 提出書類

- (1) 修理の履行に係る提出書類は、「修理受注者提出書類一覧」による。
- (2) 上記の提出書類については、当社が別に定める「受注者提出書類様式」に従い作成する。
なお、提出書類の用紙は JIS A4 版とする。

2.1.10 施工管理

- (1) 受注者は、施工の場所、内容、目的等を把握し、円滑な施工に努める。
- (2) 受注者は、当社より施工時期等の変更協議の申し出があった場合、監督員と十分な協議を行い、調整を図る。
- (3) 受注者は、施工現場に職務分担一覧表、緊急連絡図、安全管理標語等の施工管理に必要な図表等を掲示する。
- (4) 受注者は、施工する上で施設の運転に支障を及ぼす機器停止、停電、断水等を必要とする場合、その時期、期間、施工方法、連絡手段について、監督員と十分な協議を行い、作業手順書を作成の上、実施する。

なお、作業を行う際には監督員とともに作業手順を確認し、確実に作業を実施する。事前に確認した事項以外の作業は行わない。

また、仮設養生に用いる機材は用途に十分に耐えうる機材を用い、安全に十分注意する。

- (5) 受注者は、既設機器との接続、切替作業、取外し及び取付作業に当たり、原則として監督員の立会を受ける。

なお、切離し後の機器、操作スイッチ及びバルブ類には、「操作禁止」等の表示、操作部の固定措置等を監督員と協議、承諾を得てから取り付ける。

また、「操作禁止」等の表示は、件名、禁止等の期間、現場代理人並びに監督員の氏名及び連絡先など第三者にもわかるように行う。

- (6) 受注者は、作業終了時に必ず現場確認を行い、設備養生の戻し忘れなどが無いよう確実に原状に復す。また、施工手順書に必ずその手順を記載する。
- (7) 受注者は、他の作業及び工事との取り合いがある場合、その工程等について連絡調整し、修理に遺漏のないようにする。
- (8) 受注者は、修理現場内に駐車する車両について、ダッシュボード等の見やすい位置に「件名」、「受注者名」、「現場代理人名」、「連絡先」、「履行期間」、「監督員名」等を記載したカード（JIS A4 判）を掲示する。

2.1.11 現場代理人及び主任技術者

- (1) 現場代理人は、監督員との連絡調整を行う現場における受注者側の責任者であり、修理現場の運営及び取締り並びに職務の執行に必要な知識と経験を有する者とする。
- (2) 主任技術者は、当該修理を履行するうえで必要な建設業法に定める資格者とする。

2.1.12 作業従事者

- (1) 受注者は、秩序正しい作業を行うとともに、熟練した作業従事者を配置する。
- (2) 受注者は、作業の円滑な進行を図るため、十分な数の作業従事者を配置する。

(3) 資格を要する作業には、当該の資格を有する作業従事者を配置する。

2.1.13 作業時間

作業時間は、原則として午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとし、「行政機関の休日に関する法律」に定める休日に作業等は行わない。

ただし、設計図書に定めのある場合又はあらかじめ監督員の承諾を得た場合は、この限りではない。

2.1.14 修理に要する電力及び用水

修理に必要な、電力及び用水は、当社業務に支障のない範囲で支給するが、これらに必要な仮設に要する費用は、受注者の負担とする。また、電力及び用水の使用に際しては、省エネルギーの見地から必要最小限とし、監督員の承諾を得た範囲とする。

2.1.15 養生

- (1) 受注者は、既存施設部分、修理目的物の施工済み部分等について、汚染及び損傷しないよう、適切な養生を行う。
- (2) 受注者は、既存部分を汚染又は損傷した場合は、監督員に報告するとともに、承諾を得て受注者の負担で原状に復する。

2.1.16 後片付け

受注者は、作業終了時、使用機材の整理整頓、電気、ガス、水、火気等についての安全確認及び修理現場の清掃を行う。

また、修理が終了したときには、速やかに不要材料、廃材及び仮設材を撤去し、修理に関連する部分の後片付け及び清掃を行う。

なお、検査に必要な足場、梯子等は、監督員の指示に従って存置し、検査終了後に撤去する。

2.1.17 保険の加入及び事故の補償

- (1) 受注者は、「雇用保険法」、「労働者災害補償保険法」、「健康保険法」及び「中小企業退職金共済法」の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入する。
- (2) 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対しては、責任をもって適正な補償をする。

2.1.18 第三者に及ぼす損害補償

- (1) 受注者は、第三者に損害を及ぼすおそれのある場合、施工により周辺にもたらす影響を予測し、損害が生じないよう適切な措置をとる。
- (2) 受注者は、第三者に損害を与えた場合、適切な応急対策を講ずるとともに、速やかに監督員に報告し、指示を受ける。
- (3) (1)、(2)に要する費用は、受注者の負担とする。

2.1.19 別契約の関連工事等

別契約の関連工事等がある場合、工事等関係者は相互に協力し、工事全体の円滑な施工に努める。

また、監督員による調整が行われた場合は、これに協力する。

2.1.20 施工の一時中止に係る事項

受注者は、次の(1)から(6)までのいずれかの理由により、施工を一時的に中止する必要がある場合は、直ちにその旨及び状況を監督員に報告する。

- (1) 別契約の工事等の進捗が遅れた場合
- (2) 修理の着手後、周辺環境問題等が生じた場合
- (3) 第三者又は工事等関係者の安全を確保する場合
- (4) 地震、暴風雨、豪雪、洪水等自然現象に起因した災害が発生した場合
- (5) 対象設備等に、予期しない異常や劣化等を発見した場合
- (6) (1)から(5)までの他、特に必要がある場合

なお、施工を一時的に中止する場合、受注者は、修理の続行に備え、施工現場の安全確保、維持管理を行う。

2.1.21 契約解除に係る措置

受注者は、修理の契約条項の規定により契約を解除するとき、保安対策など監督員の指示に従う。

2.1.22 過積載の防止

- (1) トラック等による機器及び材料（機材等）の搬出入、廃棄物等の運搬に当たり、受注者は、搬送計画、通行道路の選定その他車両の通行に係る安全対策について、関係機関と協議して必要な具体的対策方法を定める。
- (2) 機器等の搬出入や廃棄物等の運搬に当たり、受注者はトラック等の過積載防止を厳守するとともに関係法令の定めに従い、次の事項を遵守する。
 - ア 積載重量制限を超過して機材、廃棄物等を積み込まず、積み込ませない。
 - イ 法の定める表示番号等の不表示車、積載重量自重計の未設置車及びさし枠の装着、荷台の下げ底等の不正改造等を行った車は、修理等の現場に出入りすることのないようにする。
 - ウ 産業廃棄物運搬車等を目的以外に使用しない。
- (3) 機器等の搬出入や廃棄物等の運搬に当たり、トラック等を使用する場合、受注者は、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に照らして、同法第 12 条に規定する団体等の設置状況を踏まえ、同団体への加入者の使用を促進するなど、過積載及び交通安全の確保に努める。
- (4) 受注者は、機材、廃棄物等の運搬を下請負に付する場合において、公正な取引の確保に努め、その利益を不当に害し、過積載を誘発させるような契約を締結しない。

2.1.23 廃棄物の処理

- (1) 修理の履行に伴って発生する廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係

法令等を守り責任を持って処理する。

- (2) 産業廃棄物の処理を委託する場合は、「産業廃棄物適正処理ガイドブック」に従い、収集運搬については産業廃棄物の収集運搬を業とする者、処分については処分を業とする者に委託し、収集運搬業、処分業の許可証の写しの提出を求められた場合は、速やかに提出する。
- (3) (2)により委託する場合は、適正に処理されていることを確認するため、産業廃棄物管理票（マニフェスト A、B2、D、E 票）を確認し、その写しを提出する。

2.1.24 守秘義務

当社及び当社施設並びに東京都下水道局及び東京都下水道局施設に関する業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。このことについては、契約期間満了後または契約解除後においても同様とする。

2.1.25 環境保全等

- (1) 受注者は、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁、温室効果ガス発生等の影響が生じないように、周辺環境の保全に努める。
- (2) 受注者は、業務の遂行に当たり自動車を使用し、又は利用する場合は次の事項を遵守する。
 - ア 「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（以下、「環境確保条例」という。）第 37 条のディーゼル車規制に適合する自動車である。
 - イ 「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」の対策地域内で登録可能な自動車である。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出する。
- (3) 受注者は、ディーゼルエンジン仕様の自動車及び建設機械を使用する場合、環境確保条例に定める排出ガスの粒子状物質等の排出基準に適合した機種を選定するとともに、日本産業規格（JIS）に適合した軽油を使用する。
- (4) 受注者は、自動車等を運転する者に対して、荷待ち等で駐停車するときは、エンジンの停止（アイドリングストップ）を行うよう適切な措置をとる。
- (5) 受注者は、仕上塗材、塗料、シーリング材、接着剤その他の化学製品の取扱いに当たり、当該製品の製造所が作成した安全データシート（SDS）を現場に常備し、作業員に対し記載内容の周知徹底を図り、作業員の健康、安全の確保及び環境保全に努める。

安全データシート（SDS）は以下の URL を確認し、必要に応じて取得する。

[URL:https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS MSD FND.aspx](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS MSD FND.aspx)
- (6) 施設敷地内は全面禁煙、周辺道路上での喫煙については都・区条例を遵守する。

2.1.26 情報セキュリティ対策

受注者は、業務の遂行に当たり、当社が実施する情報セキュリティ対策を遵守し、施設の情報セキュリティ管理に万全を期す。

2.1.27 不当介入に対する通報報告

受注者は施工に当たり、暴力団等から不当介入を受けた場合（下請負人が暴力団等から不当

介入を受けた場合を含む。)は、「東京都下水道局契約関係暴力団等対策措置要綱(東京都下水道局)」に基づき、監督員への報告及び警視庁所轄警察署への通報並びに捜査上必要な協力をする。

第2節 安全管理

2.2.1 安全確保

- (1) 受注者は、業務の実施に必要な安全管理の全てについて、責任を持って実施する。
- (2) 受注者は、「労働安全衛生法」、「同施行令」、「同規則」及びその他災害防止関係法令の定めるところにより、常に安全管理に必要な措置を講じ、労働災害発生の防止に努める。
- (3) 受注者は、業務中の事故等に備え、緊急時における連絡先、人員招集、資機材調達等必要な体制を整備する。
- (4) 受注者は、業務中の安全対策を統括する責任者として「安全管理者」を定める。
安全管理者は、作業従事者に対して、事故防止を図るための安全教育を行うとともに、安全対策を明確にし、業務中の安全事項及び緊急時対策を熟知させておく。
なお、監督員の了承のもと、現場代理人は安全管理者を兼務することができる。
- (5) 安全管理は施工計画書で明確にし、受注者の責任において実施する。
- (6) 安全管理者は、作業中の安全対策を確立するとともに、安全対策の計画に基づいて、作業場所、作業通路、作業用具、予定作業、作業員の体調、服装等の安全点検を実施する。
- (7) 受注者は、修理の実施に際し、施設の機能の確保及び作業員の安全確保のため、事前に監督員と十分な打合せをしなければならない。また、降雨、工事等の事由により、当日であっても監督員の指示により施工を延期することがある。
- (8) 受注者は、別途当社が発注する作業及び当社が実施する業務等と隣接又は交錯する場合は、常に相互に調整して安全管理に支障がないように措置する。
- (9) 受注者は、業務実施に先立ち、当社及び東京都下水道局職員の維持管理動線を確保するとともに、必要に応じて防護柵、標識等によって施工箇所を区分する措置を講じ、危険箇所への立入りや接触を防止する。
- (10) 受注者は、常に気象情報等の収集を行い、災害の予防に努める。
また、台風、集中豪雨などによる災害発生の恐れがある場合には、事前に現場を点検し必要な措置を講じるとともに、点検結果、措置内容を監督員に報告する。
- (11) 施工場所に係る気象区域に大雨、洪水及び暴風警報並びに大雨及び暴風特別警報が発表された場合、受注者は直ちにすべての作業を中止し、作業員の安全を確保する等必要な安全対策を施す。
- (12) 屋外作業中は、常に天候状況を確認し、落雷や竜巻の可能性が高いと判断した場合は、直ちに屋外作業を中止し、安全な場所へ避難する。
- (13) 受注者は、当該施工場所に特別警報が発表された場合は、直ちに命を守る行動をする。
- (14) 警報解除後は、天候状況等により周辺状況の安全が確認され次第、現場を点検し、必要な措置を講じた後、作業を再開する。
- (15) 施工場所が見学者通路と隣接する場合は、バリケード等で見学者の安全確保を図る。

- (16) 受注者は、修理の実施に当たり、感電、爆発、酸素欠乏、有毒ガス、ダイオキシンばく露及び放射線被ばく等の事故防止対策を施すとともに、適切な施工方法の選択及び作業従事者の配置を行い、危険防止に努める。
- (17) 受注者は、火気の使用や溶接作業等を行う場合は、監督員の承諾を得るとともに、次の措置をとる。
- ア 火気取扱責任者を定める。
なお、責任者が不在の場合は、火気を使用してはならない。
 - イ 適切な消火設備、防災シート等を設けるなど、火災の防止措置を講ずる。
 - ウ 作業員の火気取扱いの注意を喚起するとともに、火災報知器や消火器の取扱方法を指導する。
 - エ アセチレンボンベ等のボンベを使用する場合、受注者は、転倒防止対策を施すとともに、移動時の専用運搬車の使用等、安全確保に努める。
また、ボンベは火気を使用する設備から十分な距離を確保して設置する。
- (18) 施工場所が火気厳禁区域又は火気取扱注意場所等の場合は、火気や火花の出る工具の使用に当たり、安全対策及び施工内容等を監督員に説明し、承諾を得た後に実施する。
- (19) 受注者は、沈砂池、沈殿池内部等の地下作業においては、作業箇所並びに関連施設の水位関係を確認し、安全な作業のための措置をとる。
- (20) 施工の区域内に震度 3 以上の地震が発生した場合、受注者は、安全が確認され次第、現場を点検し、必要な措置を講じるとともに、その点検内容、措置内容を報告する。
- (21) 受注者は、施工中に第三者及び作業員等の安全を優先させるとともに、労働安全衛生規則等関係法令に基づく措置を常に講じる。
- (22) 施工中に事故が発生した場合、受注者は、直ちに作業を中止して応急措置を講ずるとともに、事故被害の拡大や二次災害の発生が予測される場合には、近隣住民への広報や避難及び作業員の避難等の措置を講じる。
また、緊急連絡体制に基づき、直ちに監督員及び関係機関等に連絡し、その指示に従い被害の拡大防止に努める。なお、事故発生の原因、措置状況等をまとめた「事故発生報告書」を速やかに監督員に提出する。

2.2.2 臨機の措置

受注者は、災害防止等のため、状況に応じた臨機の措置をとる。また、措置をとった場合には、その内容を速やかにかの監督員に報告する。

2.2.3 事故防止

- (1) 受注者は、作業に先立ち、緊急連絡体制を確立し、万一の事故に備える。
- (2) 受注者は、事故防止を図るため、安全対策を明確にし、受注者の責任で実施する。
なお、修理等の実施に当たって安全管理上の障害を発見した場合は、速やかに当社に報告し安全確保に努める。
- (3) 受注者は、修理に当たり、事故防止のため、機械器具、材料等は当社の許可を受けた場所に保管し、常に整理整頓に努める。不要な物は速やかに場外に搬出する。

また、資材置場では、修理件名、期間、受注者名、現場代理人氏名及び連絡先、監督員指名及び連絡先等を表示する。

- (4) 受注者は、修理に使用するガス、油脂類その他の可燃性物質、放射性物質、劇物等の危険物について、関係法令の定めるところに従い取り扱う。
- (5) 受注者は、施工場所に施工中であることがわかる表示を行う。また、施工場所及びその周辺における事故防止のため、関係者以外の立入りを禁止する場合、その区域に仮囲い、立入り禁止板等を設置する。
- (6) 受注者は、酸素欠乏危険場所等の作業に当たり、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を定め、作業前、作業中の環境を測定記録するとともに、換気設備を設置するなど酸素欠乏空気、硫化水素又は可燃性ガスによる事故防止に努める。環境測定の記録は、監督員から指示があった場合、速やかに提出する。
- (7) 受注者は、施工中に薬品類、硫化水素、その他の有害ガスによる中毒事故を防ぐために、保安設備や危険防止設備を設置する等の必要な措置をとる。
- (8) 受注者は、ダイオキシンに被ばくする恐れのある作業において、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（平成 26 年 1 月 10 日付厚生労働省労働基準局長通達の別添）に従い保護具を着用し、作業後はエアシャワー等による除染を徹底する。
- (9) 受注者は、放射性物質が検出されることが予想される場所での作業や、放射線が検出され保管されているエアフィルター類及び焼却灰等の点検作業など、被ばくする恐れのある作業を行う際には、測定結果を把握し、適切な保護具を着用する。また、作業に際しては、粉じんなどの吸引、接触を避けるため、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（平成 26 年 1 月 10 日付厚生労働省労働基準局長通達の別添）に準じた保護具を着用し、作業後はエアシャワー等による除染を徹底する。
- (10) 受注者は、石綿の処理に当たり、関係諸法令等を遵守し、第三者に危害を与えることのないように施工する。諸法令等の適用及び運用は受注者の負担と責任において行う。
- (11) 受注者は、PCB 使用電気機器等の取扱いに当たり、関係諸法令等を遵守し、環境に悪影響を与えることのないように施工する。諸法令等の適用及び運用は受注者の負担と責任において行う。

撤去した PCB 使用機器等は、監督員の指示する場所にて保管する。保管場所への運搬に当たっては、「PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン」に準じて、適正に行う。

なお、PCB 混入の可能性のある機器については、PCB 使用電気機器等に準じて取り扱う。

- (12) 受注者は、配電盤の盤内作業が絶縁抵抗、耐力試験等、感電の危険性を伴う作業を実施する場合、当該作業の作業開始前に作業手順書を作成し、監督員と協議する。

また、感電事故を防止するため、充電部分の作業は禁止し、確実に周辺部分を停電させた上で、絶縁保護具の着用、検電、放電、接地を行うなど、安全対策を確実に行う。

- (13) 受注者は、危険と思われる場所に対し、仮囲い、柵等の防護柵を設置する。

また、夜間及び暗所に置いては、必要に応じて照明や保安灯を点灯する。なお、歩行者等の通行がある場合には、必要に応じて誘導員を配置する。

- (14) 受注者は、開口部や高所作業場所において機器、材料、工具等の落下や作業員の墜落を防止するため、防護柵、手すり、標識の設置、転倒防止措置、作業足場等を常に安全な状態に

保つとともに、作業員に安全用具（保護帽、安全帯、安全ネット、安全ブロック等）の使用を徹底する。

- (15) 受注者は、梯子、脚立の使用に当たり、適切な転倒防止措置をとるとともに、足場の十分な幅員の確保や滑り止めの使用、足場の最上部に乗った作業を禁止する等、転落事故防止に努める。
- (16) 受注者は、修理に使用する機械類の回転部分等の危険な箇所に巻込み防止用カバー等を取り付ける。
- (17) 受注者は、クレーン等を使用する場合、「労働安全衛生規則」、「クレーン等安全規則」等を遵守し、安全管理対策を講じるとともに、資格を必要とする運搬機械、クレーン、車両等を扱う場合は、有資格者を従事させる。
また、必要に応じて保安要員、誘導員等を配置する。
- (18) 受注者は、クレーン等を使用する場合、地盤状況、ブーム傾斜角度、つり荷の荷重、つり上げ高さ等を考慮のうえ、適切な転倒防止対策を講じる。
なお、施工現場の区域に強風注意報、警報が発令されている場合、作業は行わない。
- (19) 受注者は、荷上げ機械（ウインチ、チェンブロック等）を使用する場合、関係法令に基づく使用前の点検、ワイヤーロープの玉掛け方法及び安全荷重等に注意し、定められた方法により適切に行う。
- (20) 受注者は、つり荷作業に際して、必ず選任された作業指揮者のもとで作業を行い、有資格者による玉掛け作業を徹底し、地切り前後の確認を確実に実施するなど事故防止に努める。
- (21) 作業員等は、資機材、工具等が飛来、落下するおそれのある場所には立ち入らない。当該作業に携わる作業員は、常に周囲の状況に注意を払い、事故防止に努める。
- (22) 受注者は、重量物の運搬に当たり、転倒防止対策等の安全措置を施す。
- (23) 修理を行うために、設備、機器を運転操作する場合は、監督員の指示に従う。
- (24) 二酸化炭素消火設備若しくは窒素ガス消火設備又はハロゲン化物消火設備の防護区域内で作業を行う場合、受注者は、現場調査を行い、必要な安全措置を施す。
- (25) 可燃性ガスが発生するおそれのある場所で作業を行う場合、受注者は、労働安全衛生規則第382条の2の規定に基づき、可燃性ガス濃度の測定等の現場調査を十分行い、必要な安全措置を施す。
また、測定に際し、濃度を連続測定するとともに、測定値が一定水準に達した場合に警報を発するなどの安全対策を施す。
- (26) 受注者は、作業に当たり、十分な照度の照明及び安全通路を常に確保するとともに、省エネルギーに努める。
- (27) 他の工事等が干渉する場合には作業を中止し、直ちに監督員の指示を得る。
受注者は、作業等の中止が生じた場合でも、その期間中施工場所における危険防止の措置を十分講じる。

2.2.4 足場等の仮設設置

- (1) 受注者は、足場及び災害防止養生設備等の設置に当たり、「労働安全衛生法」その他関係法令等に従い、荷重に耐えるとともに突風等で転倒、落下することのない、適切な材料及び構

造とする。

- (2) 受注者は、足場等を安全で、かつ、常時使用できるように、その種類に応じた点検を徹底し、維持管理に努める。
- (3) 梯子による昇降設備を設置した場合、受注者は、安全ブロックを設ける等、転落事故防止に努める。
- (4) 足場の設置、解体の際には安全管理に十分留意する。
また、各作業段階での安全が確保できるよう、足場の確保、足場板の各部材の結束を確実にし、事故防止に努める。

2.2.5 交通安全管理

- (1) 修理現場内で車両を運転する場合、受注者は、制限速度を遵守し、安全運転を行うよう十分留意する。
また、公道への車両通行に当たっては、通行人、他の車両の有無を確認し、事故防止に努める。
- (2) 修理現場内において当社社員及び東京都下水道局職員以外の歩行者の通行がある場合、受注者は交通誘導員を配置する。
なお、交通誘導員を配置する場合、次に掲げる事項について、適切な運用を図らなければならない。
 - ア 交通誘導員は、警備業法第2条第1項に規定する警備員のうち、同法第2条第1項第2号に規定する警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号の交通誘導警備業務に限る。以下「業務」という。）に従事するものとし、常に業務に専念させる。
 - イ 交通誘導員が業務を行う際は、身分証明書（警備業者の発行する社員証あるいは公安委員会から交付された合格証明書）を監督員に提示できるように、常に携行させる。
 - ウ 受注者は、警備業法施行規則第38条に基づく教育を受けた交通誘導員を配置し、教育を受けた記録について、監督員に提示できるように、常に保管しておく。

2.2.6 災害時の安全確保

- (1) 災害又は事故が発生した場合、受注者は人身の安全確保を最優先し、応急措置を施すとともに、二次災害の発生防止に努め、直ちに監督員及び関係機関に連絡する。
- (2) (1)の後、速やかに当社が別途定める報告書を作成し、監督員に報告する。

2.2.7 警戒宣言発令時の対策

警戒宣言発令時には、修理実施場所の保安体制を確認し、安全を確保するとともに、連絡体制に従って関係者に連絡する。

2.2.8 室内空気汚染対策

- (1) 受注者は、接着剤、塗料等の塗布に当たり、使用方法や塗布量を十分に管理し、適切な乾燥時間をとるようにする。
また、作業時及び作業後は、通風及び換気を十分に行い、室内に放散した溶剤成分等の希釈を図る。

- (2) はつり作業や溶接作業、建設機械を搬入して作業を行う場合、受注者は、煙、塵埃、排気ガス等による室内の空気汚染を防止するよう、適切な換気を行う。

2.2.9 雨天時における安全管理の対策

受注者は、雨天時に雨水の流入・増加による影響を受ける地下作業等で、突発的な局所的集中豪雨における安全管理について指定された場合には、当社が別途定める「雨天時における安全管理の強化について」に基づき、安全対策を行わなければならない。

第3節 機材

2.3.1 環境への配慮

- (1) 受注者は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき、環境物品の使用促進及び環境影響物品の使用抑制に努める。
- (2) 受注者は、屋内で使用する材料の選定に当たり、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮する。
- (3) 機材には、アスベスト含有機材を使用しない。

2.3.2 機材の搬入

- (1) 重量物の機材の搬入に当たり、受注者は、事前に施工現場の実態調査を行い、機材の重量、大きさ、数量及び設置場所までの搬入、搬出方法等を検討するとともに、必要に応じて施工計画書に記載し、提出する。
- (2) 機材の搬入、搬出時には、原則として監督員の立会いを受ける。
- (3) 受注者は、監督員から請求があったときは、機材の品質及び性能を証明する資料を提出する。

2.3.3 機材の保管

受注者は、搬入した機材を、作業に使用するまでの間、変質等がないよう自らの責任において適切に管理、保管を行う。

第4節 検査

2.4.1 完了検査

- (1) 受注者は、修理の完了届を監督員に提出する。
- (2) 受注者は、修理の完了届を監督員に提出する際には、次の各号に挙げる要件をすべて満たす必要がある。
 - ア 設計図書に示されるすべての修理が完了している。
 - イ 設計図書により義務づけられた報告書等の資料の整備がすべて完了している。
 - ウ 契約変更を行う必要が生じた修理においては、最終変更契約を当社と締結している。

- (3) 当社は、修理の完了検査に先立って、監督員を通じて受注者に対して検査日を通知する。
- (4) 検査員は、監督員及び受注者の立会いのうえ、完了検査を行う。

2.4.2 関係行政機関の検査

関係行政機関等の検査を必要とする場合は、受注者はこれに立ち会うものとする。

2.4.3 検査手続

- (1) 受注者は、検査を受けるに当たり、「修理受注者提出書類一覧」に基づき、必要な書類を作成し監督員に提出する。
- (2) 検査日時は、検査員又は監督員が指定した日時とする。
- (3) 受注者は、検査を受けるに当たり、あらかじめ社内検査を実施する。
- (4) 受注者は、検査に必要な設計図書、施工関係図書等の書類について、あらかじめ監督員の承諾を得る。
- (5) 検査に必要な資材、労務等は受注者の負担とする。

第5節 修理

2.5.1 修理

- (1) 下水道用施設の修理に当たっては、「設備工事標準仕様書（東京都下水道局）」第2章 設備工事の該当項目を準用する。
- (2) 建築施設の修理に当たっては、「建築工事標準仕様書（水再生センター・ポンプ所用 東京都下水道局編）」第3章 工事一般の該当項目を準用する。
- (3) 土木施設の修理に当たっては、「土木工事標準仕様書（東京都下水道局）」第3章 工事一般、第4章 工事の該当項目を準用する。

2.5.2 検査

修理完了後、動作試験等を行い、事業所長が良好と認めたとき、検査終了とする。また、修理報告書を速やかに監督員へ提出する。

修理受注者提出書類一覧

名 称	提出 部 数	提出期限	備 考
現場代理人及び主任 技術者等通知書	2	契約後速やかに	各経歴書を添付する。
施工計画書	※	現場着手前	修理用を適用する。
労災保険加入証明願	※	契約後速やかに	所轄労働基準監督署により証明済みの もの。
事故発生報告書	※	事故発生後直ちに	案内図、現地見取り図、事故状況概要を 本報告書に添付する。
事故経過報告書	※	必要の都度	
修理完了届	3	修理完了予定日	
修理契約代金請求書	3	検査合格後速やかに	
修理記録写真	2	修理完了予定日及び 別途指示する日	
修理報告書	※	必要の都度	

(注記)

- 1 修理に伴う調査並びに浚渫及び清掃作業を含む。
- 2 提出部数欄が※のものは、現場必要部数とする。(監督員の指示による。)
- 3 労災保険加入証明願について、工期が短く、上記により難しい場合、「保険関係成立届」を提出後、労働基準監督署の收受印が押印された「一括有期事業開始届」の提出で代用も可とする。
- 4 修理記録写真は、埋設物等確認が困難な修理箇所及び監督員が指示した修理箇所は必ず記録する。
- 5 綴り込む順番は、備考に記載された添付書類の列記順とする。

第3章 工 事

第1節 総則

3.1.1 適用範囲

- (1) この作業・修理標準仕様書（以下、「標準仕様書」という。）第3章工事は、東京都下水道局施設に設置されている施設及び設備、機器の工事に適用する。
- (2) 標準仕様書第2章修理を適用するプラント設備の改修工事には適用しない。
- (3) 受注者は、別の定めがある場合を除き、標準仕様書に規定する事項を遵守し、その責任において適正に履行する。

3.1.2 用語の定義

この標準仕様書において使用する用語の意味は、次のとおりとする。

- (1) 「監督員」とは、当該工事について、受注者に通知した者を総称していう。監督員は、工事の監督及び工程管理等に関する各種調整を行う。
- (2) 「監督員の承諾」とは、受注者側から発議された事項を当社が了解することをいう。
- (3) 「監督員の指示」とは、受注者に対し、当社側の発議により監督員の所掌事務に関する方針、基準、計画等を示し実施させることをいう。
- (4) 「監督員と協議」とは、当社と受注者が対等の立場で合議することをいう。
- (5) 「監督員の立会い」とは、施工上必要な指示、承諾、協議、確認及び調整を行うため、監督員がその場に臨むことをいう。
- (6) 「監督員の確認」とは、工事の各段階における施工状況について、監督員の立会い又は受注者から提出された資料により監督員がその事実を認定することをいう。
- (7) 「検査」とは、契約書条文（検査及び引渡し）における施工の完了の確認、部分払いの請求に係る出来高部分等の確認その他の検査で、当社が行うものをいう。
- (8) 「検査員」とは、契約書条文（検査及び引渡し）に基づき、工事の検査を行う者をいう（事業所においては当該事業所長、課においては当該課長。）。
- (9) 「設計図書」とは、次のアからエとし、すべての設計図書は相互に補完するものとする。ただし、設計図書間に相違がある場合の優先順位は、アからエまでの順番のとおりとし、これにより難い場合は「2.1.3 疑義に関する協議等」による。

ア 質問回答書

イ 特記仕様書

ウ 図面

エ 標準仕様書

3.1.3 疑義に関する協議等

受注者は、設計図書の内容に関する疑義が生じた場合若しくは設計図書によることが困難な場合又は不都合が生じた場合は、監督員と協議する。

3.1.4 関係法令等の遵守

- (1) 受注者は、工事を実施するに当たり、適用を受ける関係法令、基準、規格、指針等を遵守し、工事の円滑な進行を図る。
また、その運用及び適用は、受注者の負担と責任において行う。
- (2) 適用を受ける関係法令、基準、規格、指針等の改定等があった場合は、最新のものとする。

3.1.5 官公署その他への届出手続等

- (1) 受注者は、工事の着手、施工及び完了に際し、必要に応じた関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等を遅滞なく行う。なお、これに要する費用は受注者の負担とする。
- (2) 受注者は、届出手続等を行うに当たっては、届出内容についてあらかじめ監督員に報告する。
- (3) 届出手続等で、官公署その他関係機関との協議が必要となった場合、受注者は、監督員に報告し、指示を受ける。
- (4) 受注者は、関係法令に基づく官公署その他関係機関の検査を受検するに当たり、必要な資機材、労務等を提供し、検査に立ち会う。なお、これらの検査に要する費用は受注者の負担とする。

3.1.6 工業所有権の出願及び資料の公表

- (1) 受注者は、工事の履行に伴って得られるすべての資料等を当社に帰属させるものとし、当社の許可なく公表してはならない。
- (2) 受注者は、工事の履行に関連しての発明、考案に基づく工業所有権などの出願を行う場合は、当社の承諾を得る。
- (3) 受注者は、工事の履行に関連しての発明、考案に基づいて作成したソフトウェアを当社以外で使用する場合は、当社の承諾を得る。

3.1.7 設計図書の精査及び事前調査

- (1) 受注者は、契約締結後、速やかに設計図書の精査及び作業に必要な事前調査を行い、工事内容、状況等を把握のうえ工事を実施する。
- (2) 受注者は、施工方法に関する特許権等について、その有無を十分調査し、問題の起こらないように対処する。

3.1.8 設計図書の取扱い

- (1) 受注者は、設計図書及び工事に必要な資料等を整備する。
- (2) 受注者は、施工等に必要かつ、あらかじめ監督員の承諾を得た場合を除き、設計図書及び工事関係図書の内容を第三者に漏らしたり、使用させたりしない。

3.1.9 提出書類

- (1) 工事の履行に係る提出書類は、「工事受注者提出書類一覧」による。
- (2) 上記の提出書類については、当社が別に定める「受注者提出書類様式」に従い作成する。
なお、提出書類の用紙は JIS A4 版とする。

3.1.10 施工管理

- (1) 受注者は、施工の場所、内容、目的等を把握し、円滑な施工に努める。
- (2) 受注者は、当社より施工時期等の変更協議の申し出があった場合、監督員と十分な協議を行い、調整を図る。
- (3) 受注者は、工事現場に職務分担一覧表、緊急連絡図、安全管理標語等の施工管理に必要な図表等を掲示する。
- (4) 受注者は、施工する上で施設の運転に支障を及ぼす機器停止、停電、断水等を必要とする場合、その時期、期間、施工方法、連絡手段について、監督員と十分な協議を行い、作業手順書を作成の上、実施する。

なお、作業を行う際には監督員とともに作業手順を確認し、確実に作業を実施する。事前に確認した事項以外の作業は行わない。

なお、仮設養生に用いる機材は用途に十分に耐えうる機材を用い、安全に十分注意する。

- (5) 受注者は、既設機器との接続、切替作業、取外し及び取付作業に当たり、原則として監督員の立会を受ける。

なお、切離し後の機器、操作スイッチ及びバルブ類には、「操作禁止」等の表示、操作部の固定措置等を監督員と協議、承諾を得てから取り付ける。

また、「操作禁止」等の表示は、件名、禁止等の期間、現場管理者並びに監督員の氏名及び連絡先など第三者にもわかるように行う。

- (6) 受注者は、作業終了時に必ず現場確認を行い、設備養生の戻し忘れなどがないよう確実に原状に復す。また、施工手順書に必ずその手順を記載する。
- (7) 受注者は、他の作業及び工事との取り合いがある場合、その工程等について連絡調整し、工事に遺漏のないようにする。
- (8) 受注者は、工事現場内に駐車する車両について、ダッシュボード等の見やすい位置に「件名」、「受注者名」、「現場代理人名」、「連絡先」、「履行期間」、「監督員名」等を記載したカード（JIS A4判）を掲示する。

3.1.11 現場代理人及び主任技術者等

- (1) 現場代理人は、当社担当者との連絡調整を行う現場における受注者側の責任者であり、工事現場の運営及び取締り並びに職務の執行に必要な知識と経験を有する者とする。
- (2) 現場代理人は原則常駐とするが、工事現場において作業等が行われていない期間において、連絡体制が確保されているなどの要件のもと、監督員の了承を得て常駐を要しないこととすることができる。
- (3) 主任技術者等は、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者であり、当該工事を履行するうえで必要な建設業法に定める各資格者とする。
- (4) 主任技術者等は腕章を着用する。また、監理技術者及び特例監理技術者は、資格を証明できる資格者証又は講習修了証等を携帯し、提示を求められたときは速やかに応じる。

3.1.12 作業従事者

- (1) 受注者は、秩序正しい作業を行うとともに、熟練した作業従事者を配置する。

- (2) 受注者は、作業の円滑な進行を図るため、十分な数の作業従事者を配置する。
- (3) 資格を要する作業には、当該の資格を有する作業従事者を配置する。

3.1.13 作業時間

作業時間は、原則として午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとし、「行政機関の休日に関する法律」に定める休日に作業等は行わない。

ただし、設計図書に定めのある場合又はあらかじめ監督員の承諾を得た場合は、この限りではない。

3.1.14 工事に要する電力及び用水

工事に必要な、電力及び用水は、当社業務に支障のない範囲で支給するが、これらに必要な仮設に要する費用は、受注者の負担とする。また、電力及び用水の使用に際しては、省エネルギーの見地から必要最小限とし、監督員の承諾を得た範囲とする。

3.1.15 養生

- (1) 受注者は、既存施設部分、工事目的物の施工済み部分等について、汚染及び損傷しないよう、適切な養生を行う。
- (2) 受注者は、既存部分を汚染又は損傷した場合は、監督員に報告するとともに、承諾を得て受注者の負担で原状に復する。

3.1.16 後片付け

受注者は、作業終了時、使用機材の整理整頓、電気、ガス、水、火気等についての安全確認及び工事現場の清掃を行う。

また、工事が終了したときには、速やかに不要材料、廃材及び仮設材を撤去し、工事に関連する部分の後片付け及び清掃を行う。

なお、検査に必要な足場、梯子等は、監督員の指示に従って存置し、検査終了後に撤去する。

3.1.17 保険の加入及び事故の補償

- (1) 受注者は、「雇用保険法」、「労働者災害補償保険法」、「健康保険法」及び「中小企業退職金共済法」の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入する。
- (2) 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対しては、責任をもって適正な補償をする。

3.1.18 第三者に及ぼす損害補償

- (1) 受注者は、第三者に損害を及ぼすおそれのある場合、施工により周辺にもたらす影響を予測し、損害が生じないよう適切な措置をとる。
- (2) 受注者は、第三者に損害を与えた場合、適切な応急対策を講ずるとともに、速やかに監督員に報告し、指示を受ける。
- (3) (1)、(2)に要する費用は、受注者の負担とする。

3.1.19 別契約の関連工事等

別契約の関連工事等がある場合、工事等関係者は相互に協力し、工事全体の円滑な施工に努める。

また、監督員による調整が行われた場合は、これに協力する。

3.1.20 施工の一時中止に係る事項

受注者は、次の(1)から(6)までのいずれかの理由により、施工を一時的に中止する必要がある場合は、直ちにその旨及び状況を監督員に報告する。

- (1) 別契約の工事等の進捗が遅れた場合
- (2) 工事の着手後、周辺環境問題等が生じた場合
- (3) 第三者又は工事等関係者の安全を確保する場合
- (4) 地震、暴風雨、豪雪、洪水等自然現象に起因した災害が発生した場合
- (5) 対象設備等に、予期しない異常や劣化等を発見した場合
- (6) (1)から(5)までの他、特に必要がある場合

なお、施工を一時的に中止する場合、受注者は、工事の続行に備え、施工現場の安全確保、維持管理を行う。

3.1.21 契約解除に係る措置

受注者は、工事の契約書条文の規定により契約を解除するとき、保安対策など監督員の指示に従う。

3.1.22 過積載の防止

- (1) トラック等による機器及び材料（機材等）の搬出入、廃棄物等の運搬に当たり、受注者は、搬送計画、通行道路の選定その他車両の通行に係る安全対策について、関係機関と協議して必要な具体的対策方法を定める。
- (2) 機器等の搬出入や廃棄物等の運搬に当たり、受注者はトラック等の過積載防止を厳守するとともに関係法令の定めに従い、次の事項を遵守する。
 - ア 積載重量制限を超過して機材、廃棄物等を積み込まず、積み込ませない。
 - イ 法の定める表示番号等の不表示車、積載重量自重計の未設置車及びさし枠の装着、荷台の下げ底等の不正改造等を行った車は、工事の現場に出入りすることのないようにする。
 - ウ 産業廃棄物運搬車等を目的以外に使用しない。
- (3) 機器等の搬出入や廃棄物等の運搬に当たり、トラック等を使用する場合、受注者は、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に照らして、同法第 12 条に規定する団体等の設置状況を踏まえ、同団体への加入者の使用を促進するなど、過積載及び交通安全の確保に努める。
- (4) 受注者は、機材、廃棄物等の運搬を下請負に付する場合において、公正な取引の確保に努め、その利益を不当に害し、過積載を誘発させるような契約を締結しない。

3.1.23 廃棄物の処理

- (1) 工事の履行に伴って発生する廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係

法令等を守り責任を持って処理する。

- (2) 産業廃棄物の処理を委託する場合は、「産業廃棄物適正処理ガイドブック」に従い、収集運搬については産業廃棄物の収集運搬を業とする者、処分については処分を業とする者に委託し、収集運搬業、処分業の許可証の写しの提出を求められた場合は、速やかに提出する。
- (3) (2)により委託する場合は、適正に処理されていることを確認するため、産業廃棄物管理票（マニフェスト A、B2、D、E 票）を確認し、その写しを提出する。

3.1.24 守秘義務

当社及び当社施設並びに東京都下水道局及び東京都下水道局施設に関する業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。このことについては、契約期間満了後または契約解除後においても同様とする。

3.1.25 環境保全等

- (1) 受注者は、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁、温室効果ガス発生等の影響が生じないように、周辺環境の保全に努める。
- (2) 受注者は、業務の遂行に当たり自動車を使用し、又は利用する場合は次の事項を遵守する。
 - ア 「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（以下、「環境確保条例」という。）第 37 条のディーゼル車規制に適合する自動車である。
 - イ 「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」の対策地域内で登録可能な自動車である。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出する。
- (3) 受注者は、ディーゼルエンジン仕様の自動車及び建設機械を使用する場合、環境確保条例に定める排出ガスの粒子状物質等の排出基準に適合した機種を選定するとともに、日本産業規格（JIS）に適合した軽油を使用する。
- (4) 受注者は、自動車等を運転する者に対して、荷待ち等で駐停車するときは、エンジンの停止（アイドリングストップ）を行うよう適切な措置をとる。
- (5) 受注者は、仕上塗材、塗料、シーリング材、接着剤その他の化学製品の取扱いに当たり、当該製品の製造所が作成した安全データシート（SDS）を現場に常備し、作業員に対し記載内容の周知徹底を図り、作業員の健康、安全の確保及び環境保全に努める。

安全データシート（SDS）は以下の URL を確認し、必要に応じて取得する。

[URL:https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS MSD FND.aspx](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS MSD FND.aspx)
- (6) 施設敷地内は全面禁煙、周辺道路上での喫煙については都・区条例を遵守する。

3.1.26 情報セキュリティ対策

受注者は、業務の遂行に当たり、当社が実施する情報セキュリティ対策を遵守し、施設の情報セキュリティ管理に万全を期す。

3.1.27 不当介入に対する通報報告

受注者は施工に当たり、暴力団等から不当介入を受けた場合（下請負人が暴力団等から不当

介入を受けた場合を含む。)は、「東京都下水道局契約関係暴力団等対策措置要綱(東京都下水道局)」に基づき、監督員への報告及び警視庁所轄警察署への通報並びに捜査上必要な協力をする。

第2節 安全管理

3.2.1 安全確保

- (1) 受注者は、業務の実施に必要な安全管理の全てについて、責任を持って実施する。
- (2) 受注者は、「労働安全衛生法」、「同施行令」、「同規則」及びその他災害防止関係法令の定めるところにより、常に安全管理に必要な措置を講じ、労働災害発生の防止に努める。
- (3) 受注者は、業務中の事故等に備え、緊急時における連絡先、人員招集、資機材調達等必要な体制を整備する。
- (4) 受注者は、業務中の安全対策を統括する責任者として「安全管理者」を定める。
安全管理者は、作業従事者に対して、事故防止を図るための安全教育を行うとともに、安全対策を明確にし、業務中の安全事項及び緊急時対策を熟知させておく。
なお、監督員の了承のもと、現場代理人は安全管理者を兼務することができる。
- (5) 安全管理は施工計画書で明確にし、受注者の責任において実施する。
- (6) 安全管理者は、作業中の安全対策を確立するとともに、安全対策の計画に基づいて、作業場所、作業通路、作業用具、予定作業、作業員の体調、服装等の安全点検を実施する。
- (7) 受注者は、工事の実施に際し、施設の機能の確保及び作業員の安全確保のため、事前に監督員と十分な打合せをしなければならない。また、降雨、工事等の事由により、当日であっても監督員の指示により施工を延期することがある。
- (8) 受注者は、別途当社が発注する作業及び当社が実施する業務等と隣接又は交錯する場合は、常に相互に調整して安全管理に支障がないように措置する。
- (9) 受注者は、業務実施に先立ち、当社及び東京都下水道局職員の維持管理動線を確保するとともに、必要に応じて防護柵、標識等によって施工箇所を区分する措置を講じ、危険箇所への立入りや接触を防止する。
- (10) 受注者は、常に気象情報等の収集を行い、災害の予防に努める。
また、台風、集中豪雨などによる災害発生の恐れがある場合には、事前に現場を点検し必要な措置を講じるとともに、点検結果、措置内容を監督員に報告する。
- (11) 施工場所に係る気象区域に大雨、洪水及び暴風警報並びに大雨及び暴風特別警報が発表された場合、受注者は直ちにすべての作業を中止し、作業員の安全を確保する等必要な安全対策を施す。
- (12) 屋外作業中は、常に天候状況を確認し、落雷や竜巻の可能性が高いと判断した場合は、直ちに屋外作業を中止し、安全な場所へ避難する。
- (13) 受注者は、当該施工場所に特別警報が発表された場合は、直ちに命を守る行動をする。
- (14) 警報解除後は、天候状況等により周辺状況の安全が確認され次第、現場を点検し、必要な措置を講じた後、作業を再開する。
- (15) 施工場所が見学者通路と隣接する場合は、バリケード等で見学者の安全確保を図る。

- (16) 受注者は、工事の実施に当たり、感電、爆発、酸素欠乏、有毒ガス、ダイオキシンばく露及び放射線被ばく等の事故防止対策を施すとともに、適切な施工方法の選択及び作業従事者の配置を行い、危険防止に努める。
- (17) 受注者は、火気の使用や溶接作業等を行う場合は、監督員の承諾を得るとともに、次の措置をとる。
- ア 火気取扱責任者を定める。
なお、責任者が不在の場合は、火気を使用してはならない。
 - イ 適切な消火設備、防災シート等を設けるなど、火災の防止措置を講ずる。
 - ウ 作業員の火気取扱いの注意を喚起するとともに、火災報知器や消火器の取扱方法を指導する。
 - エ アセチレンボンベ等のボンベを使用する場合、受注者は、転倒防止対策を施すとともに、移動時の専用運搬車の使用等、安全確保に努める。
また、ボンベは火気を使用する設備から十分な距離を確保して設置する。
- (18) 施工場所が火気厳禁区域又は火気取扱注意場所等の場合は、火気や火花の出る工具の使用に当たり、安全対策及び施工内容等を監督員に説明し、承諾を得た後に実施する。
- (19) 受注者は、沈砂池、沈殿池内部等の地下作業においては、作業箇所並びに関連施設の水位関係を確認し、安全な作業のための措置をとる。
- (20) 施工の区域内に震度 3 以上の地震が発生した場合、受注者は、安全が確認され次第、現場を点検し、必要な措置を講じるとともに、その点検内容、措置内容を報告する。
- (21) 受注者は、施工中に第三者及び作業員等の安全を優先させるとともに、労働安全衛生規則等関係法令に基づく措置を常に講じる。
- (22) 施工中に事故が発生した場合、受注者は、直ちに作業を中止して応急措置を講ずるとともに、事故被害の拡大や二次災害の発生が予測される場合には、近隣住民への広報や避難及び作業員の避難等の措置を講じる。
また、緊急連絡体制に基づき、直ちに監督員及び関係機関等に連絡し、その指示に従い被害の拡大防止に努める。なお、事故発生の原因、措置状況等をまとめた「事故発生報告書」を速やかに監督員に提出する。

3.2.2 臨機の措置

受注者は、災害防止等のため、状況に応じた臨機の措置をとる。また、措置をとった場合には、その内容を速やかにかの監督員に報告する。

3.2.3 事故防止

- (1) 受注者は、作業に先立ち、緊急連絡体制を確立し、万一の事故に備える。
- (2) 受注者は、事故防止を図るため、安全対策を明確にし、受注者の責任で実施する。
なお、工事の実施に当たって安全管理上の障害を発見した場合は、速やかに当社に報告し安全確保に努める。
- (3) 受注者は、工事に当たり、事故防止のため、機械器具、材料等は当社の許可を受けた場所に保管し、常に整理整頓に努める。不要な物は速やかに場外に搬出する。

また、資材置場では、工事件名、期間、受注者名、現場代理人氏名及び連絡先、監督員指名及び連絡先等を表示する。

- (4) 受注者は、工事に使用するガス、油脂類その他の可燃性物質、放射性物質、劇物等の危険物について、関係法令の定めるところに従い取り扱う。
- (5) 受注者は、施工場所に施工中であることがわかる表示を行う。また、施工場所及びその周辺における事故防止のため、関係者以外の立入りを禁止する場合、その区域に仮囲い、立入り禁止板等を設置する。
- (6) 受注者は、酸素欠乏危険場所等の作業に当たり、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を定め、作業前、作業中の環境を測定記録するとともに、換気設備を設置するなど酸素欠乏空気、硫化水素又は可燃性ガスによる事故防止に努める。環境測定の記録は、監督員から指示があった場合、速やかに提出する。
- (7) 受注者は、施工中に薬品類、硫化水素、その他の有害ガスによる中毒事故を防ぐために、保安設備や危険防止設備を設置する等の必要な措置をとる。
- (8) 受注者は、ダイオキシンに被ばくする恐れのある作業において、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（平成 26 年 1 月 10 日付厚生労働省労働基準局長通達の別添）に従い保護具を着用し、作業後はエアシャワー等による除染を徹底する。
- (9) 受注者は、放射性物質が検出されることが予想される場所での作業や、放射線が検出され保管されているエアフィルター類及び焼却灰等の点検作業など、被ばくする恐れのある作業を行う際には、測定結果を把握し、適切な保護具を着用する。また、作業に際しては、粉じんなどの吸引、接触を避けるため、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（平成 26 年 1 月 10 日付厚生労働省労働基準局長通達の別添）に準じた保護具を着用し、作業後はエアシャワー等による除染を徹底する。
- (10) 受注者は、石綿の処理に当たり、関係諸法令等を遵守し、第三者に危害を与えることのないように施工する。諸法令等の適用及び運用は受注者の負担と責において行う。
- (11) 受注者は、PCB 使用電気機器等の取扱いに当たり、関係諸法令等を遵守し、環境に悪影響を与えることのないように施工する。諸法令等の適用及び運用は受注者の負担と責任において行う。

撤去した PCB 使用機器等は、監督員の指示する場所にて保管する。保管場所への運搬に当たっては、「PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン」に準じて、適正に行う。

なお、PCB 混入の可能性のある機器については、PCB 使用電気機器等に準じて取り扱う。

- (12) 受注者は、配電盤の盤内作業が絶縁抵抗、耐力試験等、感電の危険性を伴う作業を実施する場合は、当該作業の作業開始前に作業手順書を作成し、監督員と協議する。

また、感電事故を防止するため、充電部分の作業は禁止し、確実に周辺部分を停電させた上で、絶縁保護具の着用、検電、放電、接地を行うなど、安全対策を確実に行う。

- (13) 受注者は、危険と思われる場所に対し、仮囲い、柵等の防護柵を設置する。

また、夜間及び暗所に置いては、必要に応じて照明や保安灯を点灯する。なお、歩行者等の通行がある場合には、必要に応じて誘導員を配置する。

- (14) 受注者は、開口部や高所作業場所において機器、材料、工具等の落下や作業員の墜落を防止するため、防護柵、手すり、標識の設置、転倒防止措置、作業足場等を常に安全な状態に

保つとともに、作業員に安全用具（保護帽、安全帯、安全ネット、安全ブロック等）の使用を徹底する。

- (15) 受注者は、梯子、脚立の使用に当たり、適切な転倒防止措置をとるとともに、足場の十分な幅員の確保や滑り止めの使用、足場の最上部に乗った作業を禁止する等、転落事故防止に努める。
- (16) 受注者は、工事に使用する機械類の回転部分等の危険な箇所に巻込み防止用カバー等を取り付ける。
- (17) 受注者は、クレーン等を使用する場合、「労働安全衛生規則」、「クレーン等安全規則」等を遵守し、安全管理対策を講じるとともに、資格を必要とする運搬機械、クレーン、車両等を扱う場合は、有資格者を従事させる。
また、必要に応じて保安要員、誘導員等を配置する。
- (18) 受注者は、クレーン等を使用する場合、地盤状況、ブーム傾斜角度、つり荷の荷重、つり上げ高さ等を考慮のうえ、適切な転倒防止対策を講じる。
なお、施工現場の区域に強風注意報、警報が発令されている場合、作業は行わない。
- (19) 受注者は、荷上げ機械（ウインチ、チェンブロック等）を使用する場合、関係法令に基づく使用前の点検、ワイヤーロープの玉掛け方法及び安全荷重等に注意し、定められた方法により適切に行う。
- (20) 受注者は、つり荷作業に際して、必ず選任された作業指揮者のもとで作業を行い、有資格者による玉掛け作業を徹底し、地切り前後の確認を確実に実施するなど事故防止に努める。
- (21) 作業員等は、資機材、工具等が飛来、落下するおそれのある場所には立ち入らない。当該作業に携わる作業員は、常に周囲の状況に注意を払い、事故防止に努める。
- (22) 受注者は、重量物の運搬に当たり、転倒防止対策等の安全措置を施す。
- (23) 工事を行うために、設備、機器を運転操作する場合は、監督員の指示に従う。
- (24) 二酸化炭素消火設備若しくは窒素ガス消火設備又はハロゲン化物消火設備の防護区域内で作業を行う場合、受注者は、現場調査を行い、必要な安全措置を施す。
- (25) 可燃性ガスが発生するおそれのある場所で作業を行う場合、受注者は、労働安全衛生規則第382条の2の規定に基づき、可燃性ガス濃度の測定等の現場調査を十分行い、必要な安全措置を施す。
また、測定に際し、濃度を連続測定するとともに、測定値が一定水準に達した場合に警報を発するなどの安全対策を施す。
- (26) 受注者は、作業に当たり、十分な照度の照明及び安全通路を常に確保するとともに、省エネルギーに努める。
- (27) 他の工事等が干渉する場合には作業を中止し、直ちに監督員の指示を得る。
- (28) 受注者は、作業等の中止が生じた場合でも、その期間中施工場所における危険防止の措置を十分講じる。

3.2.4 足場等の仮設置

- (1) 受注者は、足場及び災害防止養生設備等の設置に当たり、「労働安全衛生法」その他関係法令等に従い、荷重に耐えるとともに突風等で転倒、落下することのない、適切な材料及び構

造とする。

- (2) 受注者は、足場等を安全で、かつ、常時使用できるように、その種類に応じた点検を徹底し、維持管理に努める。
- (3) 梯子による昇降設備を設置した場合、受注者は、安全ブロックを設ける等、転落事故防止に努める。
- (4) 足場の設置、解体の際には安全管理に十分留意する。
また、各作業段階での安全が確保できるよう、足場の確保、足場板の各部材の結束を確実にし、事故防止に努める。

3.2.5 交通安全管理

- (1) 工事現場内で車両を運転する場合、受注者は、制限速度を遵守し、安全運転を行うよう十分留意する。
また、公道への車両通行に当たっては、通行人、他の車両の有無を確認し、事故防止に努める。
- (2) 工事現場内において当社社員及び東京都下水道局職員以外の歩行者の通行がある場合、受注者は交通誘導員を配置する。
なお、交通誘導員を配置する場合、次に掲げる事項について、適切な運用を図らなければならない。
 - ア 交通誘導員は、警備業法第2条第1項に規定する警備員のうち、同法第2条第1項第2号に規定する警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号の交通誘導警備業務に限る。以下「業務」という。）に従事するものとし、常に業務に専念させる。
 - イ 交通誘導員が業務を行う際は、身分証明書（警備業者の発行する社員証あるいは公安委員会から交付された合格証明書）を監督員に提示できるように、常に携行させる。
 - ウ 受注者は、警備業法施行規則第38条に基づく教育を受けた交通誘導員を配置し、教育を受けた記録について、監督員に提示できるように、常に保管しておく。

3.2.6 災害時の安全確保

- (3) 災害又は事故が発生した場合、受注者は人身の安全確保を最優先し、応急措置を施すとともに、二次災害の発生防止に努め、直ちに監督員及び関係機関に連絡する。
- (4) (1)の後、速やかに当社が別途定める報告書を作成し、監督員に報告する。

3.2.7 警戒宣言発令時の対策

警戒宣言発令時には、工事実施場所の保安体制を確認し、安全を確保するとともに、連絡体制に従って関係者に連絡する。

3.2.8 室内空気汚染対策

- (5) 受注者は、接着剤、塗料等の塗布に当たり、使用方法や塗布量を十分に管理し、適切な乾燥時間をとるようにする。
また、作業時及び作業後は、通風及び換気を十分に行い、室内に放散した溶剤成分等の希釈を図る。

- (6) はつり作業や溶接作業、建設機械を搬入して作業を行う場合、受注者は、煙、塵埃、排気ガス等による室内の空気汚染を防止するよう、適切な換気を行う。

3.2.9 雨天時における安全管理の対策

受注者は、雨天時に雨水の流入・増加による影響を受ける地下作業等で、突発的な局所的集中豪雨における安全管理について指定された場合には、当社が別途定める「雨天時における安全管理の強化について」に基づき、安全対策を行わなければならない。

第3節 機材

3.3.1 環境への配慮

- (1) 受注者は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき、環境物品の使用促進及び環境影響物品の使用抑制に努める。
- (2) 受注者は、屋内で使用する材料の選定に当たり、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮する。
- (3) 機材には、アスベスト含有機材を使用しない。

3.3.2 機材の搬入

- (1) 重量物の機材の搬入に当たり、受注者は、事前に施工現場の実態調査を行い、機材の重量、大きさ、数量及び設置場所までの搬入、搬出方法等を検討するとともに、必要に応じて施工計画書に記載し、提出する。
- (2) 機材の搬入、搬出時には、原則として監督員の立会いを受ける。
- (3) 受注者は、監督員から請求があったときは、機材の品質及び性能を証明する資料を提出する。

3.3.3 機材の保管

受注者は、搬入した機材を、作業に使用するまでの間、変質等がないよう自らの責任において適切に管理、保管を行う。

第4節 検査

3.4.1 完了検査

- (1) 受注者は、工事の完了届を監督員に提出する。
- (2) 受注者は、工事の完了届を監督員に提出する際には、次の各号に挙げる要件をすべて満たす必要がある。
 - ア 設計図書に示されるすべての工事が完了している。
 - イ 設計図書により義務づけられた報告書等の資料の整備がすべて完了している。
 - ウ 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を当社と締結している。

- (3) 当社は、工事の完了検査に先立って、監督員を通じて受注者に対して検査日を通知する。
- (4) 検査員は、監督員及び受注者の立会いのうえ、完了検査を行う。

3.4.2 既済部分検査

- (1) 受注者は、当社が既済部分検査を適当と認めた場合、既済部分に係る検査を受ける。
- (2) 受注者は、契約書の条文にある「契約代金の請求」に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に、工事出来高報告書等検査に必要な書類を作成し、監督員に提出する。
- (3) 当社は、既済部分の検査に先立って、監督員を通じて受注者に対して検査日を通知する。

3.4.3 打切検査

- (1) 受注者は、契約条項にある契約解除に伴う部分払いを行う場合は、既済部分に係る検査を受ける。
- (2) 検査の内容等については、「3.4.2 既済部分検査」(2)、(3)に従う。

3.4.4 関係行政機関の検査

関係行政機関等の検査を必要とする場合は、受注者はこれに立ち会うものとする。

3.4.5 検査手続

- (1) 受注者は、検査を受けるに当たり、「工事受注者提出書類一覧」に基づき、必要な書類を作成し監督員に提出する。
- (2) 検査日時は、検査員又は監督員が指定した日時とする。
- (3) 受注者は、検査を受けるに当たり、あらかじめ社内検査を実施する。
- (4) 受注者は、検査に必要な設計図書、施工関係図書等の書類について、あらかじめ監督員の承諾を得る。
- (5) 検査に必要な資材、労務等は受注者の負担とする。

第5節 工事

3.5.1 工事

- (1) 下水道用施設の修理に当たっては、「設備工事標準仕様書（東京都下水道局）」第2章 設備工事の該当項目を準用する。
- (2) 建築施設の修理に当たっては、「建築工事標準仕様書（水再生センター・ポンプ所用 東京都下水道局編）」第3章 工事一般の該当項目を準用する。
- (3) 土木施設の修理に当たっては、「土木工事標準仕様書（東京都下水道局）」第3章 工事一般、第4章 工事の該当項目を準用する。

3.5.2 検査

工事完了後、動作試験等を行い、事業所長が良好と認めたとき、検査終了とする。
また、検査時では仮製本で良いが、完成図書類を速やかに監督員へ提出する。

工事受注者提出書類一覧

名 称	提出 部 数	提出期限	備 考
現場代理人及び主任技術者等通知書	2	契約後速やかに	各経歴書を添付する。
施工計画書	※	工事着手後速やかに (原則現場着手 1 か月前)	該当する下水道局各標準仕様書記載の施工計画書記載要領に準じる。
労災保険加入証明願	※	契約後速やかに	所轄労働基準監督署により証明済みのもの。
作業日報	1	作業期間中毎日	電子データ送付可
事故発生報告書	※	事故発生後直ちに	案内図、現地見取り図、事故状況概要を本報告書に添付する。
事故経過報告書	※	必要の都度	
既済部分検査請求書	3	検査の 5 日前	既済部分検査がある場合。 既済部分出来高調書、工事出来高内訳書を本請求書に添付する。
工事完了届	3	工事完了予定日の 5 日前	既済部分検査がある場合は、工事出来高調書、工事出来高内訳書を本届に添付する。
工事契約代金請求書	3	検査合格後速やかに	
工事記録写真	2	工事完了予定日及び別途指示する日	
工事報告書	※	必要の都度	

(注記)

- 1 提出部数欄が※のものは、現場必要部数とする。(監督員の指示による。)
- 2 施工計画書は局標準仕様書の作成要領に準じて作成する。
- 3 工事記録写真は、局標準仕様書の作成要領に準じるとともに、埋設物等確認が困難な修理箇所及び監督員が指示した修理箇所は必ず記録する。
- 4 綴り込む順番は、備考に記載された添付書類の列記順とする。

参 考

収入
印紙

作業請負契約書

1. 件 名

2. 契約金額

	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の率 %

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ _____

3. 履行期間

上記の作業について、発注者と受注者とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、別紙の条項により契約を締結する。

発注者と受注者とは、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、1通を保有する。

令和 年 月 日

東京都千代田区大手町二丁目6番2号

発注者 東京都下水道サービス株式会社

代表取締役社長

住所

受注者

氏名

印

（総 則）

第1条 発注者及び受注者は契約書に定めるもののほか、この約款に基づき別添の図面及び仕様書（以下これらの図面及び仕様書を「設計図書」という。）に従い、契約書記載の作業（以下「作業」という。）の委託契約を履行しなければならない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第2条 受注者は、作業の全部又は主要な部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

（下請負人の通知）

第3条 発注者は、受注者に対して下請負人につき、その名称その他必要な事項の通知を求めることができる。

（事業主の責任等）

第4条 受注者は、この契約による業務の完成について、法律上及び財政上の事業主としてのすべての責任を負うものとする。

2 受注者は、その使用人に対し、法律に規定された使用者としてのすべての義務を負うものとする。

（条件変更等）

第5条 受注者は、発注者の設計図書の表示に不明確な内容があるとき又はその作業施行にあたり、重大な支障をもたらすと考えられる事情が生じた場合は、発注者に通知しその確認を求めなければならない。

2 発注者は、前項の確認を求められたとき又は自ら前項の事実を発見したときは、直ちに調査を行いその結果を受注者に通知しなければならない。

3 発注者は、第1項の事実が発注者及び受注者間において確認され必要があると認められるときは、作業内容の変更又は設計図書の訂正を行わなければならない。

4 前項の規定により、作業内容の変更又は設計図書の訂正が行われた場合において は、第6条の規定を準用する。

（変更・中止等）

第6条 発注者は、必要があると認めるとき受注者と協議のうえ、履行期間・作業内容を変更し、作業を一時中止し又は打切ることができる。

この場合において契約金額・履行期間を変更し、打切る必要があると認めるときは書面により、これを定めるものとする。

（臨機の措置）

第7条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において受注者は、あらかじめ発注者の意見をきかなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 発注者は、災害防止その他作業の施行上、特に必要があると認めるときは受注者に対して臨機の措置をとることを求めることができる。

3 受注者が第1項又は第2項の規定により、臨機の措置をとった場合において 当該措置に要した費用のうち、受注者が契約金額の範囲内において負担することが適当でないと思われる部分については、発注者がこれを負担する。

この場合における発注者の負担額は、発注者及び受注者間において協議して定める。

（一般的損害）

第8条 完了検査に合格する前に生じた損害は受注者の負担とする。ただし、その損害のうち発注者の責によるべき理由により生じたものについては発注者がこれを負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第9条 作業の施行にあたり、第三者に損害を及ぼした場合は、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち発注者の責によるべき理由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。

（検査）

第10条 受注者は、作業が完了したときは完了日から起算して10日以内に発注者の立ち合いによる検査を受けるものとし、手直しを要求されたときは指定期間内に手直しを行うものとする。

（契約代金の支払）

第11条 契約代金の支払は、前条の検査に合格したときに書面により請求する。

発注者は請求を受理した日の翌月末までにこれを支払うものとする。

（履行遅滞の場合における違約金等）

第12条 受注者の責によるべき理由により、履行期間内に作業を完了することができない場合において、履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みのあるとき、発注者は受注者から違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項の遅延違約金の額は、履行遅滞部分に相応する契約金額相当額につき、遅延日数に応じ、契約金額に国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令 第337号）第29条第1項に規定する財務大臣が定める率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても365日の割合とする。）を乗じて計算した額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。

3 発注者の責によるべき理由により、第11条の規定による契約代金の支払が遅れた場合において、受注者は、未受領金額につき遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した割合（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても365日の割合とする。）で計算した額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の支払を委託者に請求することができる。

（発注者の催告による解除権）

第13条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告を書面により行い、その期間内に履行がないときは、契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 履行期間内又は履行期間経過後相当の期間内に作業を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由がなく、着手を遅延したとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、契約に違反したために契約の目的を達することができないと認められるとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第13条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 業務を終了させることができないことが明らかであるとき。
 - (2) 受注者がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - (4) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行しないでその時期を経過したとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約により生じる権利又は義務を譲渡等したとき。
 - (7) 第15条の規定によらないで、受注者がこの契約の解除を申し出たとき。
- 2 発注者は、前条及び前項の規定により契約を解除した場合において、既済部分があるときは検査のうえ、その検査に合格した部分について相当と認める代価を支払うものとする。

（契約が解除された場合等の違約金）

第13条の3 次の各号に該当する場合には、受注者は、契約金額の10分の1相当額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前2条の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当するとみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（協議解除）

第14条 発注者は、作業が完了しない間、第13条及び第13条の2第1項に規定する場合のほか必要があるときは、受注者と協議のうえ契約を解除することができる。

- 2 前項の規定により契約を解除する場合には、第13条の2第2項の規定を準用するものとし、発注者は、解除により受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の解除権）

第15条 受注者は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 第6条の規定により、作業内容を変更したため当初の契約金額が3分の2以上減少したとき。
 - (2) 第6条の規定による作業の中止期間が、当初の履行期間の10分の5を超えたとき。ただし、中止が作業の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の作業が完了した後90日を経過しても、その中止が解除されないとき。なお、別に定めのある場合は、この限りでない。
 - (3) 発注者が契約に違反したために、作業を完了することが不可能となったとき。
- 2 前条第2項及び第13条の2第2項の規定は、第1項の規定により契約が解除される場合に準用する。

（秘密の保持）

第16条 受注者は、この契約によって知り得た一切の内容を他に漏らしてはならない。

（補 則）

第17条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者及び受注者間において協議して定める。

請書

別記第9号様式（第27条関係）

収入
印紙

請書

1. 件名

2. 契約金額

	千	百	十	万	千	百	十	円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の率 %

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ _____

3. 履行期間

上記金額で契約するについては、裏面契約条項を承諾のうえ、相違なく履行いたします。

令和 年 月 日

住所

受注者

氏名

印

東京都千代田区大手町二丁目6番2号
東京都下水道サービス株式会社
代表取締役社長 殿

契約条項

総 則	第1条	私は、図書及び仕様書に基づき、表記の契約金額をもって、表記の件名について、東京都下水道サービス株式会社の指示に従い、履行期限までに完了いたします。
変更・中止等	第2条	東京都下水道サービス株式会社が、契約内容を変更又は契約の全部若しくは契約の一部を一時中止する必要があるときは、協議に応じます。
履行期限の延長	第3条	履行期限内に契約内容を完了することができないときは、すみやかにその理由、遅延日数等を明記して履行期限の延長を願い出ます。
損 害	第4条	目的物の引渡しの前に生じた損害は、私が負担します。
検 査	第5条	目的物の引渡しには、書面をもって報告し、完了日から起算して工事については14日以内に、それ以外については10日以内に検査を行うことに同意するとともに、手直しを要求されたときは、指定期間内に手直しを行います。
代金の支払	第6条	契約代金の支払は検査の完了後、東京都下水道サービス株式会社に請求書を提出し、受理された日の翌月末までとすることに同意します。
遅延違約金	第7条	私の責によるべき理由により、履行期限内に作業等を完了することができない場合において、東京都下水道サービス株式会社が履行期限の延長を認めたときは、検査に合格した既済部分相応額を控除した契約金額につき、遅延日数に応じ、契約金額に国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定する財務大臣が定める率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じて計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の遅延違約金を支払うことに、異議を申し立てません。
解 除	第8条	私が、次の各号の一に該当する場合は、東京都下水道サービス株式会社からこの契約を解除されても異議を申し立てません。 (1) 私の責によるべき理由により、履行期限内又は履行期限経過後相当の期間内に契約内容を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。 (2) この契約条項に違反したとき。 2 前項の規定により契約を解除されたときは、契約金額の10分の1相当額を違約金として、東京都下水道サービス株式会社の指定する期間内に納付します。
補 足	第9条	この契約条項に定めのない事項については、必要に応じて東京都下水道サービス株式会社と協議のうえ、履行します。

収入
印紙

工事請負契約書

1. 件名

2. 契約金額

	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の率 %

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ _____

3. 履行期間

4. 前払金

上記の工事について、発注者と受注者とは、おのこの対等な立場における合意に基づいて、別紙の条項により契約を締結する。

発注者と受注者とは、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、1通を保有する。

令和 年 月 日

東京都千代田区大手町二丁目6番2号

発注者 東京都下水道サービス株式会社

代表取締役社長

住所

受注者

氏名

印

（総 則）

第1条 発注者及び受注者は契約書に定めるもののほか、この約款に基づき別添の図面及び仕様書（以下これらの図面及び仕様書を「設計図書」という。）に従い、契約書記載の工事（以下「工事」という。）の契約を履行しなければならない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第2条 受注者は、工事の全部又は主要な部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

（下請負人の通知）

第3条 発注者は、受注者に対して下請負人につき、その名称その他必要な事項の通知を求めることができる。

（事業主の責任等）

第4条 受注者は、この契約による業務の完成について、法律上及び財政上の事業主としてのすべての責任を負うものとする。

2 受注者は、その使用人に対し、法律に規定された使用者としてのすべての義務を負うものとする。

（条件変更等）

第5条 受注者は、発注者の設計図書の表示に不明確な内容があるとき又はその工事施行にあたり、重大な支障をもたらすと考えられる事情が生じた場合は、発注者に通知しその確認を求めなければならない。

2 発注者は、前項の確認を求められたとき又は自ら前項の事実を発見したときは、直ちに調査を行い、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 発注者は、第1項の事実が発注者及び受注者間において確認され必要があると認められるときは、工事内容の変更又は設計図書の訂正を行わなければならない。

4 前項の規定により、工事内容の変更又は設計図書の訂正が行われた場合においては、第6条の規定を準用する。

（変更・中止等）

第6条 発注者は、必要があると認めるとき受注者と協議のうえ、工期若しくは工事内容を変更し、工事の施工を一時中止し、又は打切ることができる。この場合において契約金額若しくは工期を打切る必要があると認めるときは書面により、これを定めるものとする。

（臨機の措置）

第7条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において受注者は、あらかじめ発注者の意見をきかなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 発注者は、災害防止その他工事の施工上、特に必要があると認めるときは受注者に対して臨機の措置をとることを求めることができる。

3 受注者が第1項又は第2項の規定により、臨機の措置をとった場合において当該措置に要した費用のうち、受注者が契約金額の範囲内において負担することが適当でないと思われる部分については、発注者がこれを負担する。この場合における発注者の負担額は、発注者及び受注者間において協議して定める。

（一般的損害）

第8条 工事事目的物の引渡し前に、工事の既済部分、持込工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害については、受注者の負担とする。ただし、その損害のうち発注者の責によるべき理由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第9条 工事の施工に当たり、第三者に損害を及ぼした場合は、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち発注者の責によるべき理由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。

2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼした場合は、発注者がその損害の全部又は一部を負担しなければならない。この場合における発注者の負担額は、発注者及び受注者間において協議して定める。ただし、その損害のうち工事の施工について受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

3 前2項の場合又はその他工事の施工について第三者との間に紛争を生じたときは、発注者及び受注者が協力してその処理解決に当たるものとする。

（天災その他不可抗力による損害）

第10条 工事事目的物の引渡し前に、天災等で発注者及び受注者双方の責に帰すことができないもの（以下「不可抗力」という。）により、工事の既済部分、仮設物、持込材料又は建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。この場合における発注者の負担額は、当該損害の額（工事の既済部分、仮設物、持込材料又は建設機械器具であって検査又は立会いその他工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取付けに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）のうち契約金額の100分の1を超える額の全部又は一部とし、発注者及び受注者間において協議して定める。

4 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより算定する。

(1) 工事の既済部分に関する損害

損害を受けた既済部分に相応する契約金額相当額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 持込材料に関する損害

損害を受けた持込材料に相応する契約金額相当額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における既済部分に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 5 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「契約金額の100分の1を超える額」とあるのは「契約金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

（検査及び引渡し）

- 第11条** 受注者は、工事が完了したときは完了日から起算して14日以内に発注者の立ち会いによる検査を受けるものとし、手直しを要求されたときは指定期間内に手直しを行うものとする。
- 2 前項の完了検査に合格したときをもって、工事目的物の引渡しを完了したものとする。この場合において、工事目的物が受注者の所有に属するときは、その所有権は、引渡しにより発注者に移転する。

（契約代金の支払）

- 第12条** 契約代金の支払は、前条の検査に合格したときに書面により請求する。
発注者は請求を受理した日の翌月末までにこれを支払うものとする。

（前払金）

- 第13条** 発注者は、契約書で前払金の支払を約した場合において、受注者が保証事業会社と契約書記載の工期を保証期限とする保証契約を締結したときは、受注者の請求により、契約金額の40パーセントの額（10万円未満のは数は、切り捨てる。）を前払金として支払う。
- 2 受注者は、前項の前払金の支払を受けようとするときは、この契約締結後に、保証事業会社と締結した保証証書を発注者に提出した上で前払金の請求をしなければならない。

（前払金の使途制限及び返還）

- 第14条** 受注者は、前払金をこの工事に必要な経費以外の経費に充ててはならない。

（契約不適合責任）

- 第15条** 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。
- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
- (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 4 受注者が契約不適合の履行の追完に応じないときは、発注者は、受注者の負担でこれを補修することができる。なお、このために受注者に損害が生じても、発注者は、その賠償の責めを負わない。

（履行遅滞の場合における違約金等）

第16条 受注者の責によるべき理由により、工期内に工事を完了することができない場合において、工期経過後相当の期間内に完了する見込みのあるとき、発注者は受注者から遅延金を徴収して工期を延長することができる。

2 前項の遅延違約金の額は、契約金額につき遅延日数に応じ、この契約の締結時における国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項に規定する財務大臣が定める率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても365日の割合とする。）で計算した額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。この場合において、検査に合格した指定部分があるときは、これに相応する契約金額相当額を遅延違約金の算定に当たり契約金額から控除する。

（発注者の催告による解除権）

第17条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催促を書面により行い、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 工期内又は工期経過後相当の期間内に工事を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由がなく、着手を遅延したとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、契約に違反したために契約の目的を達することができないと認められるとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第17条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (2) 引き渡された工事事務物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (3) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者に契約代金債権を譲渡したとき。
- (8) 第19条又は第19条の2の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

2 発注者は、前条及び前項の規定により契約を解除した場合において、既済部分があるときは検査の上、その検査に合格した部分について相当と認める代価を支払うものとする。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第17条の3 第17条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（協議解除）

第18条 発注者は、工事が完了しない間、第17条及び第17条の2第1項に規定する場合のほか必要があるときは、受注者と協議の上、契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除する場合においては、第17条の2第2項の規定を準用するものとし、発注者は、解除により受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の催告による解除権）

第19条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催促を書面により行い、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第19条の2 受注者は、次の各号の一に該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第6条の規定により、工事内容を変更したため当初の契約金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第6条の規定による工事の施工の中止期間が、当初の工期の10分の5を超えたとき。ただし、中止が工事の一部に限る場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後90日を経過しても、その中止が解除されないとき。
なお、別に定めのある場合は、この限りでない。
- (3) 発注者が契約に違反したために、工事を完了することが不可能となったとき。

2 前条第2項及び第17条の2第2項の規定は、第1項の規定により契約が解除される場合に準用する。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第19条の3 第19条又は前条第1項各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（発注者の損害賠償請求等）

第20条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) この工事目的物に契約不適合があるとき。
- (2) 第17条又は第17条の2の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - (1) 第17条又は第17条の2の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号及び第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

（受注者の損害賠償請求等）

第20条の2 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第19条又は第19条の2の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第12条の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても365日の割合とする。）で計算した額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の支払を発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第20条の3 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第11条の規定による引渡しを受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。
- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、発注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

- 4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の侵入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。
- 10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（秘密の保持）

第21条 受注者は、この契約によって知り得た一切の内容を他に漏らしてはならない。

（補則）

第22条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者及び受注者間において協議して定める。

平成 20 年 7 月 31 日策定
令和 6 年 3 月 27 日改定

東京都下水道局
統括電気主任技術者
保安管理担当課長

電気点検清掃作業、委託及び工事施工における安全確保のための方針

1 手順書の整備及び事前確認の徹底

電気点検清掃作業、委託及び工事施工（以下「作業等」という。）に係る電気設備の停電、復電、切替え等については、手順書で危険箇所が容易に判別できるよう、図などを用いて充電部と停電部を明示するだけでなく、電気保安担当若しくは電気主任技術者又は代務者（以下「電気保安担当等」という。）及び作業予定者での現場事前確認を実施するなど、関係者全員に危険箇所等を周知徹底する。

- (1) 手順書には、作業対象機器、作業内容、作業手順、作業責任者、作業者、連絡体制、作業場所、作業範囲、作業工具等を明記する。
- (2) 作業範囲は、危険箇所が容易に判別できるよう、単線結線図、盤姿図等を用いて、充電部、停電部、接地箇所等を明確に、分かりやすく記載する。
- (3) 作業等を実施する前に、電気保安担当等及び作業予定者全員で作業現場での充電部等危険箇所の確認を行う。
- (4) 万一の事故に備え、作業範囲を緊急に停電状態とする手順も記載する。
- (5) 手順書は、関連部署との調整後、電気保安担当と協議する。
- (6) 手順書に、「作業開始前における点検対象機器、作業内容の確認」や「作業終了時における作業終了・未了箇所の報告」を確認する項目を記載する。
- (7) 手順書に、予定外作業を禁止する旨を記載する。

2 停電措置の徹底

目視点検を除く作業等を行う際には、電気保安担当等が立会いの下、作業範囲を必ず停電状態とする。盤内の電気点検清掃作業を行う場合は、対象盤の一次側電源部分についても停電状態として実施する。

母線の共通部分等で、必要な停電時間を確保できない場合は、点検清掃を行わない。この場合は、短時間の停電を実施の上で絶縁抵抗測定のみ行う。

- (1) 誤認による充電部への接触等を防ぐために、作業範囲外の盤等には施錠、表示札、ロープでの区画等を施す。

- (2) 予定外作業は行わない。異常等を発見して予定外作業が必要となった場合は、再度安全・手順の確認を行い、電気保安担当等及び作業責任者の立会いの下で行う。
- (3) 作業等の際は、作業全体を把握する作業責任者と作業を行う作業者とを明確に分ける。
- (4) 盤内に充電箇所がある場合には、盤内には入らず盤外からの目視点検とする。

3 危険箇所の周知

ヒューマンエラーを防ぐため、充電部に近接する等、危険箇所と考えられる場所には明瞭・簡潔な危険表示を行い、再度注意を強く喚起する。

- (1) 機械的ロックや危険表示など、間違った操作を行わないよう、あるいは間違った操作を気づかせるための措置を施す。
- (2) 危険表示等は、明瞭・簡潔に一目で分かるように表示する。

4 近接作業時の留意点

作業等に当たって、やむを得ず充電部に近接する作業を行う場合には、事前に作業範囲、充電部の養生方法等を明確にさせ、施設管理者の承認を得るだけでなく、作業等前後における現場での電気保安担当等の立会い確認を徹底する。

- (1) 充電部への近接作業を行う場合は、電気保安担当等と事前に十分協議を行い、「施設停止願」等にその内容を具体的に記載し、施設管理者の承認を得る。
- (2) 作業等前後に、養生等について現場での確認を電気保安担当等が行い、安全確認を徹底する。
- (3) 充電部への近接作業を行う場合は、作業者は必ず電気作業用安全保護帽、絶縁用保護具等を装着する。

5 保安教育の徹底

安全管理を徹底していくため、各事業所での電気設備に係る保安教育は、人事異動終了後の早い時期に、設備系職員を対象として一斉に実施する。

* 低圧回路においても原則、停電作業とするが、停電作業が困難な場合は、電気主任技術者と協議して実施する。

「電気点検清掃作業、委託及び工事施工における安全確保のための方針
(令和6年3月27日版)」に基づくチェックリスト

件名：

番号	手順書の整備及び事前確認の徹底に関するチェック項目	受託者	下水道局
1	手順書には、作業対象機器、作業内容、作業手順、作業責任者、作業者、連絡体制、作業場所、作業範囲、作業工具等が明記されているか。		
2	作業範囲は、危険箇所が容易に判別できるよう、単線結線図、盤姿図等を用いて、充電部、停電部、接地箇所等が明確に、分かりやすく記載されているか。		
3	作業等を実施する前に、電気保安担当等及び作業予定者全員で作業現場での充電部等危険箇所の確認を行ったか。		
4	万一の事故に備え、作業範囲を緊急に停電状態とする手順が記載されているか。		
5	手順書は、関連部署との調整後、電気保安担当と協議されているか。		
6	手順書に、「作業開始前における点検対象機器、作業内容の確認」や「作業終了時における作業終了・未了箇所の報告」を確認する項目が記載されているか。		
7	手順書に、予定外作業を禁止する旨が記載されているか。		

令和7年4月1日発行
編集 東京都下水道サービス株式会社
施設部